

平成12年南伊豆町議会 9月定例会

南伊豆町議会会議録

平成12年 9月19日 開会

平成12年 9月26日 閉会

南伊豆町議会

平成12年9月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1日(9月19日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣告	3
議事日程説明	3
開議宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	10
石井福光君	10
鈴木久香君	16
横嶋隆二君	20
谷川次重君	35
斎藤要君	38
選第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙執行について	41
議第64号、議第65号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	42
議第66号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	44
議第67号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	45
議第68号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	46
議第69号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	46
議第70号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	49
議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	60
散会宣告	64
署名議員	65

第 2 日 (9月20日)

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	67
欠席議員	68
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	68
職務のため出席した者の職氏名	68
開議宣告	69
会議録署名議員の指名	69
議第72号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	69
議第73号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	75
議第74号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	78
議第75号～議第77号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	80
議第78号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	84
議第79号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	86
議第80号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	88
議第81号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	90
議第82号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	92
散会宣告	97
署名議員	99

第 3 日 (9月26日)

議事日程	101
本日の会議に付した事件	101
出席議員	101
欠席議員	102
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	102
職務のため出席した者の職氏名	102
開議宣告	103
会議録署名議員の指名	103
議第67号、議第68号の委員長報告、質疑、討論、採決	103

議第 6 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決	105
議第 7 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	108
議第 7 3 号、議第 7 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	115
議第 7 9 号、議第 8 1 号、議第 8 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	117
日程追加	119
発議第 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	119
発議第 9 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	121
閉議及び閉会宣告	122
署名議員	123

)

)

平成12年南伊豆町議会 9月定例会

(第1日 9月19日)

平成12年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成12年9月19日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長行政報告
日程第 4 一般質問
日程第 5 選第 1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙執行について
日程第 6 議第64号 教育委員会委員の任命について
日程第 7 議第65号 教育委員会委員の任命について
日程第 8 議第66号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約について
日程第 9 議第67号 南伊豆町下水道条例制定について
日程第10 議第68号 南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について
日程第11 議第69号 南伊豆町過疎地域自立促進計画について
日程第12 議第70号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）
日程第13 議第71号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君

13番 小澤東洋治君 14番 大野良司君
 15番 渡辺守男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	渡辺修治君
税務課長	碓井大昭君	住民課長	渡辺正君
健康課長	土屋忠儀君	農林水産課長	内山力男君
建設課長	小島徳三君	商工観光課長	飯泉誠君
清掃課長	佐藤博君	水道課長	鈴木勇君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	福祉課長	土屋敬君
下水道課長	勝田悟君	行財政主幹	外岡茂徳君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中秀明 主幹 松本恒明

◎開会宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成12年南伊豆町議会9月定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎議事日程説明

○議長（大野良司君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（大野良司君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和熙 君

◎会期の決定

○議長（大野良司君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から9月26日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は9月19日より9月26日までの8日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（大野良司君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成12年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、次の7項目について行政報告を申し上げます。

1、夏の観光客入り込み状況について。本年の7月から8月について、観光客・海水浴客等の入り込み状況並びに前年比について、次のような結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

夏の観光客入り込み状況前年対比、平成12年7月1日より8月31日。区分、平成12年、前年対比について朗読させていただきます。

海水浴場、7月、8月の合計16万 6,915人、前年比96.9%。旅館・民宿宿泊客、合計3万 3,746人、74.9%。下賀茂熱帯植物園 6,258名、59.7%。ジャングルパーク、1万 9,289人 71.4%。波勝崎苑2万 4,188人、80.3%。伊豆急マリン1万 2,744人、66.2%。アロエセンター 2,059人、74.9%。天神原植物園 2,330人、121%でございます。

ことしは晴天が続いたにもかかわらず、観光ニーズの多様化、景気の低迷に加え、6月26日から始まった三宅島・神津島等近海地震活動、三宅島雄山の噴火等を、テレビを初めとするマスメディアは伊豆半島をも含むかのような報道で伊豆地区全体に風評被害をもたらしました。表にありますように、著しい入り込み客の減少が見られ、商工会が調べた被害状況によると、商工会会員 619人中、宿泊業、飲食店、小売業を中心とした 181人の被害額は3億 6,672 万円で、7月、8月の宿泊キャンセル数は 6,803人と、風評被害を受けております。

そして、風評被害は、秋の伊勢エビまつりの予約状況にも影響が出始め、8月末現在で昨年の50%の減となっております。こうした観光客の減少は伊豆全体に及び、さらに地震活動の長期化も予想される中、経済危機を引き起こしかねないとして、南国伊豆観光推進協議会はもとより、諸団体からも静岡県に対し陳情を実施いたしました。

静岡県は、この事態を重く見て、9月補正予算で金融支援策として、当初予算10億円にさらに10億円の補正予算措置を行い、観光誘客対策として、予備費から 500万円、補正予算で 1,200 万円の合計 1,700万円を措置するとの発表がありました。

本町でも、金融支援策として、9月1日から中小企業災害対策資金の受付相談業務を実施しているところであり、「報道関係などへの要請」として、伊豆諸島という表現を配慮して報道するよう要請いたしました。また、本町といたしましても、秋の伊勢エビまつりを中心としたイベントに対する緊急誘客宣伝委託料として、9月の定例会において 100万円を補正予算に計上させていただきましたので、今後は、町内外の団体と協力し、伊豆全体を宣伝しながら、これからのイベント等の宣伝と誘客に努めてまいる所存であります。

2、町営温泉（銀の湯、みなと湯）の4月から8月までの利用状況について報告させていただきます。

銀の湯会館におきましては、前年対比 359人の減となり、7月は 593人の増で、8月は 1,533 人の減となりました。主な原因としては、観光客の入り込み数の減少によるものと思われる。

みなと湯の入館者は、前年対比 2,034人の増で、7・8月で 1,432人の増となり、日帰り等の海水浴客の利用数で伸びたものと思われます。

今後も宣伝に努め、町の観光の一端を担ってまいりたいと存じます。

4月から8月までの利用状況は次のとおりでございます。区分、利用状況、前年対比について述べさせていただきます。

銀の湯、4月から8月まで合計4万 1,568人、前年対比 359人の減。みなと湯、4月から8月まで2万 1,033人、2,034人の増でございます。合計6万 2,601人、合計で、前年対比 1,675 人の増となっております。

3、南伊豆菜の花ツーデーマーチの開催について。

第1回南伊豆町ツーデーマーチ（仮称）の開催については、去る6月の定例会に行政報告で申し上げましたが、その後、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町の4市町で、伊豆早春フラワーウォーキング実行委員会が設立されて、協議の結果、本町で13年3月に開催するツーデーマーチについても、名称や開催日等が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、名称につきましては南伊豆菜の花ツーデーマーチとし、開催日は平成13年3月17日土曜日と18日日曜日の2日間となりました。また、本町のウォーキングコースは、日野の南伊豆町クリーンセンター上流のふるさと公園広場をスタート及びゴール拠点とし、17日の土曜日の10キロコースは前原橋～青野川堤防のコース、20キロは下賀茂～走雲峡ライン～大瀬～手石のコース、30キロは加納～吉祥～入間口～石廊崎灯台～下流のコースを設定いたしました。また、18日日曜日の10キロコースは田牛海岸～弓ヶ浜海岸のコース、20キロは青市～大賀茂～吉佐美～田牛海岸～弓ヶ浜海岸のコース、30キロは加納～一條～吉佐美～田牛海岸～弓ヶ浜海岸のコースを設定いたしました。また、今後すべてのコースについて関係者が現地を踏査して決定することになっております。

次に、本町の実行委員会について申し上げます。

去る9月13日に第1回実行委員会を開催し、事業説明と役員の選出を行い、実行委員長には村田観光協会長が就任し、私が大会会長を務めることになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、委員には旅館組合、民宿組合等の観光関係者を初めとし、商工会、サービス店会、体協、陸協、郵便局、漁協、農協等の責任者に加え、ウォーキングコースに関係する14区を代表して、4人の区長様にも入っていただいておりますので、今後は来春の南伊豆菜の花ツアーデーマーチの開催に向けて、関係者一丸となって邁進する所存でございます。そして、町外からの参加者募集につきましては、4市町村実行委員会が共同で取り組んでまいります。本町では、さらに健康増進の面から、町内の小中学生や町民の方々の参加についても啓蒙してまいりたいと存じますので、本議会の特段のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

4、第1回南伊豆スポーツフェスタ開催について。

昨年6月に、教育委員会から全区長様に実施いたしました町民体育大会の開催の可否についてのアンケート結果と、区長会、代表区長会等の意見を参考にいたしまして、平成11年度の町民体育大会は中止といたしました。これにかわるものとして、本年度は、町民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ活動の日常化、生活化を一層促進するとともに、だれでも自由に気軽に楽しく参加できるスポーツ大会として、参加を強要せず、好きなときに来て、好きなときに帰ることのできる第1回南伊豆スポーツフェスタを開催することにいたしました。

この南伊豆スポーツフェスタは、平成12年10月15日日曜日に町営差田グラウンドにおいて実施いたしますが、内容といたしましては、テレビでおなじみの9枚のパネルを野球ボール等で打ち抜くゲームのストラックアウトや、輪投げ、ミニボウリング等の軽スポーツを中心に13種目のコーナーを設けて、子供から高齢者まで、スポーツに関心のある者であれば、だれでも気軽に参加できる競技を中心に計画いたしました。

また、競争・対抗といった意識をなるべく取り払い、個人またはペア競技の種目にし、和気あいあいとした雰囲気の中で、家族や近隣の人々、観光客等も交えて、交流と親睦が図れるよう配慮いたしました。

さらに、ブラジルのプロサッカーチームの元選手である水島武蔵氏を講師に少年サッカー教室を開き、また、横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園の協力により、独自のコーナーを設けていただけるなど、スポーツフェスタを盛り上げるとともに、横浜市との交流を一層深める機会といたします。

そして、このスポーツフェスタに多くの人々が参加し、スポーツに親しむことによって、町民の皆様方がスポーツや健康への関心を一段と高めていただきたいと存じますので、本町議会のご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

5、手石田尻、湊和田原地区の荒廃農地対策について。

現在荒廃農地となっております当地区の経過と対策について申し上げます。

当地区では、農業就業者の減少、高齢化、農地の低利用等の状況の中で、平成8年において十数名程度の水稲作付け者となり、水揚げを停止したため、その後、荒廃の一途をたどっております。

このような状況の中で、昨年12月12日に手石公会堂において、関係者約70名が出席して第1回の会合が開かれ、今後の土地利用を考えるには、今までの回り番の役員ではなく、新たに役員を選出して取り組んでいく必要があるとの認識で一致し、手石・湊地区から1名ずつの代表者が選出されました。

その後、ことし4月に地権者代表の役員10名が選出され、「この荒廃農地対策について今後の利用方法・さらに多数の地権者の意見統一を図るには大変な困難がありますので、町当局の指導協力を願いたい」との要望書が町に提出されました。このような事態を踏まえ、5月に伊豆県行政センター所長並びに伊豆農林事務所長に荒廃に至った経過、実情を説明し、今後の指導、協力をお願いしてまいりました。

6月に入りまして、町と耕地整理組合役員との会議の中で、今後の方針として、地権者の意向調査を9月に耕地整理組合が実施することになりました。

さらに6月22日に、町と組合役員が石川県知事に当地区の実態と経過を説明し、協力依頼を申し上げましたが、知事は、地元や町の土地利用の方針が決定すれば全面的に支援するとの回答をいただき、さらに知事からも、竜洋町に似た事例があるので、参考に現地視察を試みるよう助言をいただきました。

なお、8月30日に耕地整理組合役員会が開催され、意向調査の内容も決定し、アンケート用紙が166名の地権者あてに配布されましたので、10月中旬にはアンケート結果が分析され、今後の方向性が見出されるものと期待しております。

今後とも、当地区の荒廃農地につきましては、本町議会を初め関係各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

6、介護保険事業について。

(1)、介護認定審査の状況。

介護保険制度が実施され、半年が過ぎようとしておりますが、9月11日現在の介護認定審査の状況を報告させていただきます。

去る9月5日までに、延べ27回の介護認定審査会で審査いたしました結果でございますが、申請受付数につきましては366件であり、介護認定調査員による認定調査票と主治医の意見書の双方が整いました312件の審査の判定結果は次のとおりであります。判定結果、人数、

割合について報告させていただきます。

非該当（自立）6名、1.92%。要支援、21名、6.73%。要介護1、77名、24.68%。要介護2、60名、19.23%。要介護3、46名、14.75%。要介護4、59名、18.91%。要介護5、43名、13.78%。計312名でございます。

今後は、新たな申請者に加え、認定の有効期間の満了に伴う更新認定申請件数もさらにふえるものと思われませんが、介護認定調査員による認定調査票と主治医の意見書が整い次第、引き続き1カ月に2回から3回の予定で介護認定審査会を開催していく予定であります。

また、介護支援専門員による介護サービス計画の作成につきましては、8月末現在で171名の介護サービス計画の作成依頼の届け出が各居宅介護支援事業者からされており、そのうち実際に介護サービス計画が作成されたのは144名分となっております。

(2)、介護保険制度地区説明会の実施状況。

本年4月から介護保険制度が実施されましたが、町としても、施行後も町民のさらなる制度への理解、周知を図ることが大切と考え、介護保険制度地区説明会に先立ち、町内の高齢者のいる世帯のうち約200世帯に対して介護保険に関するアンケート調査を実施、その結果を踏まえ介護保険制度地区説明会の資料を作成し、6月16日をスタートに7月24日まで33会場において地区説明会を開催し、夜間にもかかわらず延べ680余名の出席をいただきました。

説明会では、介護保険の対象者と保険料、申請からサービス利用までの流れや町の福祉サービスなどを中心に、実例を挙げ説明し、また出席者からは、制度そのものに対する率直な疑問、質問や意見などが多く出され、介護保険制度に対する理解が深まったものと思われま

(3)、第1号被保険者の介護保険料について。

介護保険につきましては、国の特別対策に基づき、65歳以上第1号被保険者は、平成12年4月から9月までは徴収せず、10月から平成13年9月まで半額を徴収することになっており、この10月以降、第1号被保険者に対する賦課及び徴収が始まります。

南伊豆町における第1号被保険者数は、9月1日現在で3,317人、うち特別徴収の対象者は2,929人、普通徴収の対象者は388人と推計しております。

特別徴収につきましては、9月上旬に各年金保険者との間で、対象者の確認と徴収依頼を終了し、9月末には第1号被保険者に介護保険料納入通知書を送付する予定になっております。

普通徴収につきましては、町介護保険条例に基づき、第1期は平成12年11月末日が納期と規定されているため、11月中旬に対象者あて介護保険料納入通知書を送付する予定で、納入

方法につきましては、町税などに準じ、口座振替の制度も取り入れ、納付できるよう準備しております。

(4)、介護保険給付費の推移について。

介護保険制度が施行された4月分の保険給付費（保険者負担分）は1,128万2,000円、5月分は1,511万4,000円、6月分は1,767万8,000円、7月分は2,168万5,000円と推移し、4カ月分で6,575万9,000円となっております。その内訳は、在宅サービス費2,149万7,000円、施設サービス費4,019万8,000円、その他介護サービス計画作成費など406万4,000円であります。

また、保険給付費における執行率は、当初予算額の12.5%と低位に推移しておりますが、新たな制度でもあり、また、7月分の保険給付費は4月に比べて1.9倍の伸びを見せ、特に在宅サービスにおいては3倍の伸びがあり、サービスの利用拡大や更新認定申請に基づく介護度の重度化などの要因により、今後どのように推移するのか、注意深く見つめていきたいと考えております。

7、主要建設事業等の発注状況について。

平成12年度第2・四半期（7月～9月）における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事2億3,940万円、東洋、河津、長田特定建設工事共同企業体。三坂（中木）漁港漁業集落環境整備事業設計施工監理業務委託653万1,000円、財団法人静岡県総合管理公社。三坂（入間）漁港漁業集落環境整備事業設計業務委託470万850円、財団法人漁港漁村建設技術研究所。

県単独林道鈴野線改良工事285万6,000円、有限会社ヤマダ組。町単独農道落合線災害復旧工事553万3,500円、朝倉建設株式会社。県単独手石（日野原）治山工事258万3,000円、五味建設株式会社。町道伊浜線道路改良工事1,060万5,000円、株式会社保坂建設。普通架線折尾根川河川改修工事551万2,500円、旭産業株式会社。町道仲河原榎田線道路改良工事393万7,500円、株式会社保坂建設。図書館閉架書庫建設工事908万2,500円、有限会社高橋吾市工務店。

公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第1工区）1,533万円、長田建設工業株式会社。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第2工区）1,690万5,000円、株式会社保坂建設。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第3工区）1,884万7,500円、株式会社保坂建設。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第4工区）1,323万円、長田建設工業株式会社。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第5工区）1,006万5,000円、有限会社南伊豆造

園土木。公共下水道事業湊処理分区分管渠築造工事（第6工区）1,519万3,500円、五味建設株式会社。公共下水道事業湊処理分区分管渠築造工事（第7工区）1,816万5,000円、栄建設株式会社。公共下水道事業湊処理分区分管渠築造工事（第8工区）567万円、株式会社村山工務店。公共下水道事業湊処理分区分管渠築造工事（第9工区）1,491万円、長田建設工業株式会社。公共下水道事業湊処理分区分管渠築造工事（第10工区）1,102万5,000円、栄建設株式会社。

町単独下水道事業湊幹線管内調査・清掃工 367万5,000円、クリーンサービス株式会社。上水道第5次拡張事業手石高区第2配水池建設工事1億6,674万円、ピーシー橋梁・長田建設工業特定建設工事共同事業体。上水道第5次拡張事業手石配水池電気・計装設備工事1,911万円、荏原エンジニアリングサービス株式会社。上水道第5次拡張事業石井浄水場拡張第4期工事2,803万5,000円、株式会社荏原製作所。下水道工事に伴う湊地区配水管布設替工事（第2・第3工区）262万5,000円、株式会社イナセツ。石綿セメント管更新事業上賀茂地区配水管布設替工事（第1工区）997万5,000円、有限会社志村パイピング。石綿セメント管更新事業上賀茂地区配水管布設替工事（第2工区）1,181万2,500円、渡辺ポンプ商会有限会社。石綿セメント管更新事業加納・石井線配水管布設替工事（第1工区）1,722万円、有限会社菊池設備工業。石綿セメント管更新事業加納・石井線配水管布設替工事（第2工区）1,236万9,000円、飯泉設備工業。

以上で、平成12年9月定例町議会の行政報告を終わります。

○議長（大野良司君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（大野良司君） これより一般質問を行います。

◇石井福光君

○議長（大野良司君） 9番議員、石井福光君の質問を許可いたします。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 通告により質問させていただきます。

さわやか行政サービスについて。

さわやか行政サービス運動に対する町長の取り組みと体系について質問します。

平成3年度におけるさわやか行政サービス運動の推進については、自治省行政局振興課長から文書で各県の総務部長に出され、各市町村長にも通知が来ているが、この点について町

長は文書を見たことがありますか。

次に、さわやか行政サービス運動は昭和63年から実施されてきたが、平成3年度では、国民に不満の多い職員の応接態度、言葉遣いの改善など9項目の改善を推進することとされており、各省庁、特殊法人においては、昭和63年1月26日付で閣議決定に基づき、総点検を実施する等により、多くのさまざまな改善に措置が講じられており、行政サービスの改善は推進されてきたと思います。

また、平成2年12月29日付、平成3年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針が閣議決定され、平成3年度においても引き続き本運動の全国的、持続的な展開を図ることを受け、平成3年度においては、これまでの本運動の成果に対する評価及び国民の改善要望を踏まえ、次のような活動を中心に展開するとされており。

特に、国民に不満が多く改善することが急務な事項として9項目、1、職員の応接態度、言葉遣いの改善。2、混雑の解消、待ち時間の表示等。3、事務処理の迅速化、的確な対応等。4、案内標識、案内図等の整備。5、申請手続等の明確化、簡便化。6、待合室、トイレ等の清潔・美化。7、不良不備等の施設設備の改善、これは高齢者、障害者に対する配慮であります。8番、施設利用にかかわる情報等の配慮。9、休日・時間外等における窓口受付の改善。以上9項目が挙げられております。

そこで、主なる3点についてお伺いいたします。

第1点、さわやか行政サービス運動なるものを町長はどう評価し、また、本町ではどのような取り組みをしたか。

第2点、職員の応接態度と言葉遣いの問題、これは改善目標の第1に掲げられている事項で、役場は町民に対する最大のサービス機関であるから、町民に対して丁寧に接しなければならないことは当然であります。私は議員の立場で余り感じてはおりませんが、町民の職員に対する評価は厳しいものがあります。最近、私を初め同僚議員においてもいろいろな悪評を耳にしております。これはほんの一部の職員と思われませんが、町長はこの件に関してどのような指導をされているか。

3点目、土曜、日曜時間外の窓口の開催についてであります。最近では共稼ぎの家庭がふえ、平日の時間内に役場に行けない人が多くなっており、週休2日制は決まっているが、住民の立場になって対応する義務もあると思います。ある町では、住民サービスの向上を目指し、代休制、例えば早出、遅出等をとって対応しているところもあり、また休日については、第2日曜日に三役、管理職が一般窓口業務を行っているところもあると聞いております。

以上、3点について、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

さわやか行政サービス運動ということで、そのパンフレットを見たかということでございますけれども、申しわけなかったですけれども、その部分については見たことがございません。本当に申しわけないと存じております。

政府は、さわやか行政サービス運動を、昭和63年1月の閣議決定に基づき、行政改革の一環として、国民の立場に立った親切で真心のこもった行政サービスを実現するため、国、特殊法人はもとより地方公共団体の協力を求め、窓口サービスや病院、交通機関といった公共施設のサービスなどについて、総点検と改善を全国的に推進し、毎年5月を推進月間として取り組んでおり、総務庁行政観察局の所管で行われております。

国のさわやか行政サービス運動は広域多岐にわたっておりますが、地方公共団体においても、運動の趣旨を踏まえ、実践しておるところであり、当町においても、町民の立場に立った行政サービスや事務改善に努めてまいりました。今後、さわやか行政サービスの推進により一層の努力をしてみたいと存じております。

さわやか行政サービスについてはそういうことでありますけれども、町長はどのように対応したか、また、言葉遣いについてどう指導したか、それとあと、土日についてどう考えるかということでございますけれども、私が昨年2月24日、新町長として皆さんに訓示を述べました。その中に、伊豆新聞をちょっと読ませていただきます。

町職員を集めて行われた就任式では、風通しのよい開かれた行政に努めてほしい。我々は町民が働いて稼いだ汗の賜物をいただいて仕事をしている。一期一会の精神で、与えられた責務を果たし、町民に感謝し、感謝される行政を進めていこうということで、私は職員に話しをしております。

それと、ただそれだけではわかりませんので、職員との懇談会を去年は3回開いております。そして、公務員としての、その話を通じながら、一期一会の考えを通じながら、私は直に話をしなくても、その中で町長の考え、そして町民に対するサービスを十分理解してくれたのではないかなと、私はそう理解しています。ですから、公務員としての指導、もう公務員になっている人に対して、一々どうのこうの、そういう指導をするのではなくて、全体の公務員像を指導すれば十分目的は達せられるのではないかなと、そういうことで私は考えております。

そして、休日・時間外の窓口開設につきまして、死亡届、婚姻届については対応しており

ますけれども、他の業務、戸籍、住民票、印鑑証明については、南伊豆町は総合計算センターの電算処理で管理しておりますので、これから検討課題にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） ただいまの町長の答弁の中で、いろいろの面について努力しているというようなことは理解しておるわけでございますが、とかく、今、世の中が大変不景気の世の中になっておりまして、リストラも相当いろいろの企業、または就職難の点につきましても、相当数があるわけです。それで、やはり町民が役場職員に対する目というのは、一層厳しくなっていることは、これは当然のことだろうと思います。

そこで、職員は本当に大変だと思います。これは本当の一部の人間で、名指しで言われた人もあると同僚議員に聞いておりますが、ここでは名指しでするのは当然できませんで、全部ではなくて、ただ一、二あるということは、やはり町長は頭として、「役場の職員は」というような表現をするわけですね。そうすると、まじめな職員も影響があるわけでございまして、これはいろいろ性格の問題等があつて、いろいろあると思いますが、今後も一層、この件については努力していただかなければならないと思います。また、この件について別の観点から見れば、行政はだれのためのものか。いつも町長が言っている、行政はだれのためのものか、役場はどうあるべきかを考えるなら、いろいろ出てくるのは当然のことだと思います。住民サービスを第一とする考えに立つべきであることも当然であります。

またここで1点、これはちょっと違うんですが、町長が過日、郡の町村の職員ですか、中堅の職員60名ぐらいを対象に、「公務員のあるべき姿」と題して、一般人から見た行政をテーマに講演したと伊豆新聞で見たわけですが、これは民間出身の町長がみずからの体験をもとに、行政と民間のギャップなどを指摘し、全体の奉仕者であるということで、公民のあるべき姿について説いたと言っておりますが、その民間出身の町長の行政と、その民間とのギャップについて1点お伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 私は、その講演の資料を持ってきませんので、100%正しいことは言えませんけれども、少なくとも今までの、私も司法書士として行政を側面から見ております。その中で、行政が常に、職員が自分本位、要するに自分を守るという姿勢から入るという、それを実態として経験しております。そういうことも述べ、そして、これからの行政について、もっと民間の立場から物を考える時代ではないかと、そういうことも述べております。

ちょっと詳しいことが、急な質問で申しわけないですが、ともかくもっと民間人の立場から物を考えるべきだということを指導したつもりです。それから、最後に締めくくりとして、石川知事がこの5月11日に言った、もっと東部の人間は決断を持ってまとまれよということを書いておりますけれども、それについて、私もその場に、最後の締めくくりとして、東部の人間が、要するに協調性がなく、またまとまりがないと。それはあなた方も含まれていると。ですから、これからの行政については、一体となってやる行政が必要ではないかなと、そういうことを最後に締めくくっております。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 町長の意見は一応聞いたわけでございますが、やはり原点に戻って、職員は、宣誓書にあるとおり公僕であり、町民の奉仕者であるということを再認識して、またこれからそういう批判のないように努めていただきたいと思います。

次に、環境保全条例の制定について質問させていただきます。

この件については、私は平成7年12月議会において民有空地の環境保全について質問しておりますが、現在まで、その結論的、また解釈的なものをなされておられませんので、再度新町長に所見をお伺いいたします。

豊かな自然と生活環境を守っていくことは、我々ばかりでなく、子孫のためにも重要なことであるが、開発等の名のもとに、また、高齢化による農業後継者の不足で自然環境が破壊され、また放置されているのが事実であります。環境破壊のストップは地球規模での時代的要請と言えると思います。

国は、平成5年に環境基準法を制定し、6月5日を「環境の日」とするとともに、地方公共団体も国の施策に準じた施策及び地方公共団体の自然的、社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を総合的かつ計画的推進を図り、実施することが義務づけられております。環境保全は、一自治体を実施しても効果が上がらない問題もあるが、だれでも、また、どこからでも始めなければならない問題であると思います。町民の意識を高め、町としての取り組む姿勢を明確にするためにも、条例を制定することが重要であると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

静岡県においても、環境保全条例について、都市化の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化などの問題が生じております。また、近年は地球温暖化やオゾン層

の破壊などの地球環境問題や化学物質問題など、その影響が将来の世代にまで及ぶことで、広がりを見せております。

このような状況の中で、国においては平成5年11月に環境基本法、平成6年12月に環境基本計画を策定し、環境保全のための施策を推進しております。また、静岡県においても、環境基本条例と環境基本計画を策定し、環境政策を推進しているところであります。近年の社会経済の発展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源の大量消費がもたらされ、自然環境に悪影響が発生するようなことがあった場合、南伊豆町においても、条例の制定について考えなければならないと考えております。

私は、役場の職員に対して、プロジェクトチームをつくっていろいろ研究してほしいということをおっしゃっていただきましたけれども、3つのグループに分かれ、その1つの中に、ちょっとオーバーですけれども、環境～日本一きれいなまちづくりということで、グループが勉強会を開いております。その中で、外岡茂徳主幹を先頭に6名で、この9月13日に中間報告を受けております。その中において、さらに、今、質問のありました問題についても、環境保全条例についても、もう一度その中へ項目を入れるよう指示しておきました。そういうことでございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） この必要性というのは、前にも質問したわけですが、見たとおり、雑草が繁茂し、この場所においては、青少年がシンナーとかそういうものを吸う場所とか、またごみを捨てる場所、特に、枯れ草が多くなると火災発生が一番の原因になり、また現に起きて、私は消防団にいる間にも何回か雑草から火災が発生しているようなことで、町民からも相当いろいろ不安を聞いているわけなので、それで再度、この条例に対して再質問したわけでございます。

これは1つの私見でございますが、自分の土地は自分で守るという原則の中で、休耕田とか空き地については自分が草を刈るということは当然のことです。それができなければ、当然義務づけなければいけないし、また、町外の地権者に対しましては、やはりその条例をつくった中において、要するに代執行といいますか、その草刈りの費用を、あるシルバーセンターなり、だれでも結構ですが、そういうものに刈らせておいて、その料金を代執行として取るということは、前回にも出したわけですが、そういうものを加味していただき、また、ある程度条例というものが強制力を持つような条例でないといけないわけございまして、積極的な姿勢でもって、この件については取り組んでいただきたいと思っております。

なお、先ほどの町長の行政報告の中で、手石田尻と湊和田原の件については、本当にいろいろ努力していただきまして、これも大変難しい問題だとは思いますが、今後、町主導で、積極的にこの件についての解決をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 石井福光君の質問を終わります。

◇ 鈴木久香君

○議長（大野良司君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可します。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

3月の一般質問に引き続きまして、里山の抱える問題について質問いたします。

3月の議会においては、里山による観光振興、漁業と山林との共生関係にも触れた意欲的な答弁をいただき、意を強くしております。また、専門の技術、情報、幅広い人材の参画したプロジェクトチームによる検討、具体策を進めていくという明確な方向性を出されております。この点に関連して質問いたします。

このプロジェクトチームの構想も進んでいるのかと思いますが、いつごろ発足するのか、何人ぐらいの構成なのか。現在の進捗状況をお伺いいたします。

私も、町森林組合の事業を通じて多くの人に会うわけですが、林業はもう危機的状態を乗り越えて崩壊状態にあると言っても過言ではないほど、林業離れが進んでおります。しかし、9月5日の農業新聞によりますと、森林の広域的機能は、水源涵養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、保健休養、野性鳥獣保護、大気保全、6つの面を持つ資産が、農業、農村の広域的機能の10倍以上の機能を持つ評価額75兆円との林野庁の試算がありました。それらのことで、このプロジェクトチームに期待を寄せているわけです。山を生かす、眠れる資源を掘り起こすには、全国に先駆けてモデルをつくっていくぐらいのつもりで人材を集め、実践に移せる答申を出してもらいたいと思います。

以上のことについて質問いたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） プロジェクトについての質問と考え、プロジェクトの進捗状況について説明させていただきます。

4月11日発足しまして、9月13日中間報告ということを受けております。先ほど述べまし

たように、そのプロジェクトチームが3班に分かれ、第1グループが情報インターネットチーム、第2グループが、先ほど言いましたように、環境～日本一きれいなまちづくり、第3グループ、まちおこし資源再発見ということで、里山構想はこの中に入っております。チームリーダーは、山本重明、そして書記が山本広樹、そして職員は大野 寛、鶴田きよ江、橋本元治、鈴木豊美、平山貴広ということで中間報告を受けております。

これから、今、議員が指摘のように、今こういう面白い状況があるわけです。ということは、先ほど、この9月7日、8日、また9月11日から12日、9月18日から19日ということで、JR大船の現職員が南伊豆を視察に来ているわけです。ということは、踊り子号の廃止とか、そういうことを踏まえた中で、誘客する、本当にお客を送りたいという側から、南伊豆を再発見しようということであるわけです。私はその会合に呼ばれ、石廊館で64名の前で話させていただきましたけれども、南伊豆町は、今、職員によってようやくこのプロジェクトができました。

そして、中間報告を受け、これからその成果を踏まえた中で前向きに検討するんだと。その中にぜひプロジェクトの中へと、JR等の外部有識者、また商工会の青年部、そして町内有識者。というのは、その経験者と、今、鈴木議員が指摘されたような町内の経験者だと思います。町内有識者または議員の方々のお知恵を拝借しながら、この南伊豆町の活性化に進みたいということ、私はJRの研修会の中で、今の南伊豆町の取り組んでいる姿ということで発表させていただきました。

本当に里山構想というのは、私が考えているのは、本当に多くの人が必要になると思います。今の状況で、すぐ人、来てくれよと。ボランティアによって人が来て、その山を開発しようと、そこまで、正直言って町民の、住民参加の意識はまだ燃え上がっておりません。そのためには、町職員が、少なくとも町民、職員がその核としての自覚を持って、そして自分で進んでいくような体制を整えなければ、ただプランをつくっても、私はできないんじゃないかなと。そのための、前から言っておりますけれども、意識改革ということで、ようやくこのプロジェクトチームの中間報告を受けた程度ですから、これがすぐさま行動に移るといことは、なかなか時期が、時間がかかるのかなと。

そして、これから、今、私が考えておりますのは、今の体制で、今のシステムで、本当にこのNPOとか住民参加の行政に対応できるかということも考えております。それも少なくとも役場の行政の中の改革をしない以上、町民、住民参加の行政を受け入れる側が力がないのではないかと。そういうこと踏まえた中で、鈴木議員の気持ちはわかりますけれども、もう少し時間をいただいて、その体制が整い次第、そして商工会とか、外部町民との対話がで

き次第、それは徐々にやっていきたいなど、そう考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） プロジェクトチームの進捗状況について伺いましたが、今後、里山プロジェクトが設立し、実際に活動を開始するには、委員の選任、資源化のための具体策、他産業との協調、事業実施上の人材の確保、資金の確保、広報、マスコミの利用、資源再評価など、難しい課題が山積みされております。早期設立に向け、ともに努力していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、このことについては各地区より多くの意見が出されております。12月に藤田議員が質問いたしましたけれども、当町の場合、里山の活用はタケノコ生産、シイタケ生産が主力を占めてまいりました。これからは国内産地競争、中国産との競争で、経営環境は苦しい状況に入っております。

タケノコは、地の利を生かした早堀り産地として何とか維持してまいりましたが、ここ10年近く続くイノシシの被害により、タケノコの生産を放棄する人が続出しております。特に一昨年、ことしと、異常と思えるイノシシのふえ方は、農林家の生産意欲をそぎ落としてまいりました。イノシシ被害の主な原因は、山に植林をしたためであるというように思っている人が多いが、実際は雑木の樹齢が進み、カレスキになり、秋から冬にかけて、極めて多量の木の実が落ち、栄養価の高いえさがふんだんに供給され、5月の出産が順調に行われ、頭数が著しくふえ、6月以降はえさがなくなり、子供イノシシも多くなるので、里に出て被害が増大するわけです。

現在、農地、人家、町道等被害を与え、大きな事故につながる危険性もあります。私も森林組合の仕事上、一條地区の水源地の上流にある植林地に水源涵養、土砂流出防止及び素材生産の面から、クヌギ 3,000本、1ヘクタールを植林いたしました。しかし、7月初旬にイノシシ被害により全滅いたしました。被害を身をもって体験した一人となりました。町としても手厚い補助制度を実施しておりますが、余りにも被害が広範囲にわたり、実際には野放し状態となっております。

これらのことから、当局に対し、抜本的な対策を取っていただきたいところです。猟期の延長、里山に関連した根本的対策、国、県に対し近隣市町村と共同の働きかけ、これらについてどのような考えでいるのか、お聞かせください。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） イノシシ対策でございますけれども、各地区において、農産物等に大

きな被害が及ぼしていることは承知しております。昨年12月定例会で、藤田議員より同様のご質問が出されたわけですが、そのときお答えいたしましたように、自衛策として、有害鳥獣補助金制度を設けたり、有害鳥獣駆除により対応してまいりました。今後は、近隣市町村及び伊豆農林事務所との連携を図りながら、猟期の延長等も考慮の上、対策に努めていきたいと考えております。

詳細については、農林水産課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、初めに被害状況でございますが、平成11年度につきまして、タケノコ被害が特に多く、面積で50ヘクタール、被害量で30トン、被害額 500万円に及んでおります。また、出没状況であります、町内一円に出没しており、タケノコを初めとしミカン等の果樹や農作物、さらには海岸線で栽培されているマーガレット畑の被害や、地域的には家屋周辺にも出没するというのを聞いております。

この対策としましては、自衛策としまして、有害鳥獣町補助金制度を設けて、補助率2分の1以内で実施し、補助金は1万円以上10万円、認定農業者は20万円でございますが、この限度額としております。

この実績といたしまして、11年度64件、補助金で 273万 7,500円でした。12年度は9月1日現在で16件、補助金は58万 5,200円ありますが、なお、これから農作物の収穫時期に向かいますので、さらに申請があると思われま。

次に、猟期内におけるイノシシの捕獲頭数実績であります、南伊豆町管内で平成8年度196頭、平成9年度244頭、平成10年度で387頭でした。11年度については、まだ集計が出されていないので、まだわかりません。さらに下田市を含む賀茂郡管内では、平成8年度が1,029頭、9年度が907頭、平成10年度1,469頭でありました。また、町内における有害鳥獣駆除、昨年からの件数でございますが、12件ありまして、捕獲頭数で19頭。そのうち、わなによる捕獲が8頭ございました。

そこで、質問の第1点目の猟期の延長であります、鳥獣保護及び狩猟に関する法律から成り立っております、ご存じのように、11月15日から2月15日までとなっております、特定鳥獣保護管理計画を樹立し、許可される可能性があり得ると聞いておりますので、今後、農林事務所と協議して検討してまいります。

第2点目ありますが、里山に関連した根本対策であります、専門の技術者等の意見、各種情報等を取り入れながら検討したいと思います。

さらに第3点目ですが、国、県に対して、近隣町との共同の働きかけでございますが、賀

茂郡管内において、同じように被害が多いわけですから、下田市を含む郡下町村と連携を図りながら実施してまいります。また、猟友会の会員の皆さんに、イノシシを多量に捕獲するようお願いしてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） 実際に被害が広範囲にわたっておりますので、また人命にかかわることもあってはならないと思いますので、重ねてお願いいたしますが、イノシシ被害は農林家の生産意欲をそぎ落とし、人家、町道、農道等に被害を与えるばかりか、大きな事故につながる危険性があります。やれることはすぐやり、早急に抜本的対策をとっていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君の質問を終わります。

これより10時45分まで休憩をいたします。

（午前10時33分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時45分）

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（大野良司君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） それでは一般質問を始めます。

まず最初に、深刻な不況のもと、これがまた長期化している中で、介護保険の負担増、被保険者に対しては、65歳以上の皆さんにこの10月から半額保険料が課される、そういう負担増が一層追い打ちをかけているということが全国的にも顕著になっています。

そうした中で、政府・自民党は、一方で公共事業の見直しを言って、国民の声を反映するかのようなポーズをとりながら、実質的には目玉と言われている公共事業の0.5%の見直しだけで、従来と変わらない路線を推進しております。日本の財政は国・地方とも大企業中心の大型公共事業で、これが財政を逼迫させてきました。負担を与えてきました。今こそこれを抜本的に見直して、不況の打開の一番の力である個人消費のてこ入れ、これの向上、ここに政治が力を入れるべきで、また地方自治体も、国のこうした姿勢に対して、住民の声を反映して、この政策を改めて住民の消費拡大、国民負担の軽減を強く主張していただきたい。

私はこうした点に基づいて一般質問を行います。

まず最初に、木造住宅新築等補助制度導入の提案であります。

まず、冒頭申し上げたような不況の中で、さまざまな業種が大変な状態に置かれております。行政報告で言われた観光の問題もわかりであります。南伊豆町の7割の方が何らかの形でサービス業、観光業に携わっておりますが、こうした点での対策は、行政報告でもされましたが、私はこうした問題だけではなく、これまで第1次産業の農業の問題でも提案をしまりました。今回は第2次産業にかかわる問題であります。今、深刻な不況の中で、多くの職人さんがかかわる建築の業界も深刻な状態が続いております。まず、こうした現状について町長自身はどのように認識をしているか。

2つ目の項目に書かれてある不況対策、産業振興の点から、これに対して必要な対策を打つ必要があると思うが、これに対して考えはあるかという、その点から聞いていきたいと思っております。お願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

認識しているかということでございますけれども、これは客観的に見た数字なんですけれども、南伊豆町は都市計画が施行されております。家屋を新築する場合、また改築する場合、一部の地区を除いて建築確認書が必要になります。確認書の申請件数によって、ある程度は、要するに客観的に認識することはできます。また、新築家屋の推移を建築確認数で見ますと、平成元年度は207件、また平成6年度に162件、平成11年度は106件と、ピーク時と比して半減しております。その約80%が木造建築ということで、この建築業界も本当に厳しいなということは実感で見えております。私も調査士という、建物について調査をする仕事をしておりましたので、大工さんの気持ちもわかりますし、そういうことで十分認識しているつもりです。

そして、町の方で対策を打ってはどうかということでございますけれども、それについて、国は住宅関連の景気刺激策として、住宅ローン減税を初め、新築住宅の固定資産税や不動産取得税軽減等を実施しているが、先行き不安による消費低迷は住宅取得にも及んでいます。冷え込んだ住宅需要を喚起する有効な手段というのは、町独自で、それだけでやるにはちょっと負担が大きいのではないかなと、そういうことを考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番(横嶋隆二君) 建築確認申請の数はそのとおりであります。私は、政府が確かに対策を打っているけれども、そもその根源である大きな枠での個人消費の高揚の点で、これが対策を打っていないという点に一番の問題があることは確実であります。同時に、現状では、個人、業者合わせて関連業種では200近い事業所あるいは個人がかかっている問題であり、これは非常に大きい問題であると。

私はこの点でいろいろ調べたところ、長野県の本曾福島町、これは本曾檜で有名なところで、もちろん住宅だけではない、木材産業が活発であったところでもあります。森林政策等々に関しては、これまでも議会でも議論があったところですが、国の政策が非常に低調なところから厳しいわけですが、この本曾福島町で住宅の資金、借入金に対する補助制度というのをつくっております。

これは99年10月にこの制度を、去年の10月ですね、これを創設したため、決算で実績が出ていないのでありますが、これは在来工法による木造住宅の普及促進と木材産業及び建築関連業種の振興を図るために、工事に必要な住宅資金の融資を受けた者に対して、一定の基準を決めて補助金を交付するということであります。これは、大枠の中身は、その町内に住所を持っている者や、建築後住所を有する者、建物の平米数も関係しますが、工事下請納入業者が町内の業者により交付をするということで、業者の数が7社以上の場合に、これは7社というのは個人も含めます。個人営業も含めて融資額の2%を交付する、7社未満で施工した場合には1%の交付をするということです。金融機関からの借入では500万円から2,000万円以内であるということです。

私は、この本曾福島町とこの町が条件は全く同じというふうには見ておりません。森林や木材産業の問題では、この前に質問でも出しましたが、非常に低迷をしていると。しかしながら、今後の21世紀を見越して、町の将来像を考えたときに、森林の果たす役割というのは、さまざまな面から提起をされていて、過疎計画の中でも、一方では現状は大変な中で、森林の林業の施業、この方法を、これを据えていくという、こういう項目も挙げられています。

私は、この現状から、ここまで起こしていくことは非常に大変なことから、今の不況対策という点から、丸抱えの公共事業ではなくて、自治体が基金なり助成制度を設けて、そして民間の需要を、これを刺激を与えていく、こういう点では莫大な予算を要しないでも、これは全体の景気の動向にもよりますが、在来の住宅、職人の仕事を確保していくことが可能であると。そして、それに関連する業種もふやしていくことも、一面では打開策の1つではないかというふうに思っております。こうした制度を、事前に資料を渡してありますが、町長はこれに対してどのように考えられるか、この見解をお聞かせいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

本町の用材は、秋田杉や木曽檜の産地として知られておりますところと違い、里山の杉、ヒノキを伐採して運び出し等に経費がかかり、利益が出ない状況で、放任林がふえており、山林の機能低下の原因となっております。また、本町林業就業者数を見ますと、平成7年の国勢調査では5人と非常に少なく、山林の守り手がないのが現状です。しかし、町では、長期的な林業振興のために、分収造林事業や間伐に対する補助事業を行っております。

長引く景気低迷の中、本町は伊豆新世紀創造祭に明るい展望を期待しておりましたが、行政報告で述べましたとおり、三宅島・神津島等近海地震活動により夏の観光客入り込みは激減し、地震活動等の長期化により、秋シーズン以降の波及が懸念されております。このような実情のもと、特に木造住宅新築事業のみへの補助制度の新設については、皆様の理解が得られないのではないかなど。今後、公共事業の木造建築、建物等を積極的に取り組むように配慮したいと考えております。

また、質問の木曽福島町の件ですけれども、読ませていただきました。そして疑問を感じたところが、木曽福島町というのは、木材を第7項にあるんですけれども、木曽福島木造住宅推進協議会というところで協議するということになっておりますけれども、材料そのものが、木曽檜とか杉を使って建てられた場合にのみそういう条件があるのではないかなどと考えております。

そういうことを踏まえた中で、この南伊豆町の建設業界を含めた中で、本当に地元の産業、地元の木を使って割が合わないのはわかっております。そういう中において、せっかくの資料ですけれども、これは余りにも南伊豆町には——余りにもと言っては失礼ですけれども、ちょっと該当しないのではないかなど、そういうことを考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 私は、全く同じことをやれということではないんですが、一番の眼点というのが不況対策であります。これまでも、先ほどこの問題だけではなくというふうに言いましたが、それぞれ不況対策の面で、予算の割合で言えば、観光、農業、商工業、補助制度があるわけですけれども、植林というのは、公共事業の中でも下請単価の問題でも非常に苦境に立たされていて、町でてこ入れ策をこれまでやったにしても、非常に苦渋を味わっている。そういう点から見ても、やはり不況対策の面で、直接これが業者にいくわけではない。個人消費に刺激を与えて、そして全体として活性化をしていく。莫大な予算を求めるも

のではないということは、1つの認識としておいてほしい。

それと、木曽福島の場合でも、この制度の中には、地元の用材だけを使ってということは一遍も書いておりません。これは確認しておきたい。それで、今の日本の林業政策の中で、地元の材だけでやるなんていうことは、木曽福島でもほとんどないんですね。一番林業が盛んなところでもそういう状態にあるということで、先進地の典型的な例ではあるんですけども、南伊豆町が同じ例に該当するとは、私全く思っておりません。

しかしながら、不況対策と同時に、将来的に、これは第4次総合計画にしても過疎計画にしても、里山だけではない対応の問題が述べられているんですね。これは先ほど言いましたけれども、林業の営みの以前に、道路問題、町道の整備問題で、林道の確保の問題を林業の施業をなしていくことが述べられているということがあるんです。そういう整合性から見た上でも、今は林業で地元の用材を使うなんていうことはほとんどないわけですが、将来の方向性として、里山も含めて、森林の大事さを、これを比重として大きく主張している岩田町長の町政として、こうした観点を少しでも頭の隅に置いて、木曽福島というこういう町の事業であるのだが、ぜひ参考にして、不況対策の点から考えてよろしいと思いますが、もう一度いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 建築業者の関係なんですけれども、私、町長に就任して以来、木造住宅については普通の大工さんに任せるといことで、公の仕事についても、今までは建設業界ですか、その資格を持った方が大体仕事の割り振りを受けていたような感じなんですけれども、私が町長になって以来、大工さんも困っているといことで、そういう木造の公共の施設については、大工さんの組合の中から仕事を分けるべきだと、配布するべきだといことの指導のもとに、そういう大きな流れはつくっております。

そしてまた、今言ったように、不況対策というのは本当にわかります。しかし、今、こういう利益をやったからといって、若者がすぐそれに飛びつく経済状況があるかと、そういうことを踏まえた中に、なかなかこの問題は底辺が深くて、前向きに私も大工さんの気持ちもわかります。そして先ほど述べましたように、公共事業についても、木造についてはそういう建築業界を大工さんの組合の中から仕事といことは、優先的に考えておりますので、今のところはその程度で回答いたします。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この項の最後にしますが、予算動向で見ますと、当初予算で

すね。中山間地の農業の育成の問題で、これは国がそういう制度をつくったわけですが、1,500万円の予算がのっています。これは、今、荒廃している農地を、傾斜地が20%以上のところを集団で1ヘクタール、5年間継続して耕作すれば、ここに補助を出すという制度があります。そういう制度があるということは、それも特定の場所なんです。

こういう制度との比較で見ても、私が提案した場合、例えば500万円から2,000万円の融資を行って、それに対して1%あるいは2%ですね。例えば500万円の1%の融資の場合、5万円。2,000万円では2%の場合は40万円。予算を400万円とった場合、これは仮にこれで10件の申請があった場合に、全体として2億円の民間の仕事が生ずるという計算なんです。こうした面から見た場合、私はこの木造や職人、大工の問題だけではなくて、この全体予算のあり方とした問題で、別に多くの額ではないし、むしろ公共が自分の傘下にある産業育成、そして保護をするためにやる制度としては、決してあって悪い制度ではないというふうに思うし、むしろこれを積極的に検討することを今後の課題としていただきたいということを要望して、次の問題、過疎計画と財政課題についての質問です。

先般、全員協議会で質問がありましたが、新過疎計画の立案に当たって、原点に戻る町政の理念をどのように反映させているのか。計画を実行するうえで財源をどのように考えているのか、この点についてまずお答えしていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 新過疎計画立案に当たって、原点に戻るという町政の理念ということでございますけれども、今回策定した過疎地域自立計画につきましては、第4次南伊豆町総合計画の実施計画に基づいて過疎計画を策定してありますので、過疎計画のすべての事業計画は、総合計画の中に含まれております。また、この総合計画を策定するに当たって、私たち役場の課長以下、地区懇談会を30カ所で開催し、町民の意見は集約されていると考えております。町政の原点は主権在民であり、町民の側から見た町政も大切であると考えております。また、その財源でありますけれども、過疎計画につきましては、人口の著しい減少に伴って、その地域の活力の低下や、生産機能及び生活環境の整備が、他の地域と比べておこなわれている地域の活性化を図り、地域格差の是正のため自立促進を進める法律であります。

今回策定した過疎地域自立計画につきましては、第4次南伊豆町総合計画の実施計画に基づいて過疎計画を策定してありますので、過疎計画のすべての事業計画は総合計画の中に含まれており、過疎地域自立促進のための財政上の特別措置が講じられることが予想される事業についてのみ計上して策定してありますので、過疎債をその財源に充てることができ、また地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することができます。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 総合計画に基づいてこれが計画されたということではありますが、それでは具体的な中身についてちょっと質問しますが、この中で過疎計画、5ページに、廃棄物処理施設、ごみ処理施設の項があって、一般廃棄物の最終処分場の建設予算ですね、処分場の用地取得も含めて、建設計画。16年度までに、この計画最終段階までにつくるということで13億5,000万円、そしてダイオキシン対策事業、これが13、14年度で8億5,000万円、こういう計画がありますが、これについてどのような検討がされているのか、この点についてお聞かせいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 一般廃棄物最終処分場の件でございます。それとダイオキシン対策についてでございますけれども、最終処分場について、前任者の菊池町長より引き継いだ事項でございます。加納、二条の地区において平成9年度に成立しなかった——成立というより、地区の同意が得られなかったということで、私たちも本当にこの件については慎重に取り組まなければいけないのではないかなと考えております。

ということは、一度出したものは必ずそこにつくらなければ、なかなか住民の同意は得られないと、そういうことで、今、どこがいいか、本当に執行部の方で考えている最中です。そうしていかないと、あそこが、例えば加納でやったから今度はここと、そうした場合に、他の地区の方は賛成してくれません。ですから、私になって、案は今考えているのはありますけれども、まだそこまで発表する段階ではございません。そういうことで、青野が平成14年度で最終処分場について期限切れになるということは、重々承知しているわけですが、そういうことで、もう少し時間をいただきたいと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） ちょっと質問の趣旨が通らなかったのかもしれないですけども、個別の項目で処分場の問題を私はやっているわけじゃないです。この過疎計画の中で、岩田町政になって、この12年度から過疎計画を16年度までということ立案して、初めて出てきた、また新過疎法になって初めて出てきた計画なんですね。この点で、一般概念的に、この問題をどのように考えているのかということが1つの問題です。そういう指示を政策的に各担当にされているのか。

これは、今回の議会の議案にも上がっていて、これが承認というか、されるわけですね。されるかどうかという審議をするわけです。こうした問題で、今個別の問題ももちろんある

のかもしれないけれども、あなたはどのような理念に立ってこの問題を考えるかということをお聞きしたいです。ごみ問題は、12月も3月も質問しているんです。それを踏襲して改めてどうかという、ちょっと問題の受けとめが違おうと思うので、整理してお答えいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） ごみ対策についての概念ということですが、私は、先ほど申し上げましたように、ごみについてはお互いに、ある面では泣かなければいけないというのは基本的に思っています。例えば、青野が今までは本当に泣いてきた気持ちはわかります。そういうことを踏まえた中で、来年、地区懇談会等を全町で行い、ごみについてしっかり町民の理解を得られた上で私はやるべきではないかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） もうちょっと真剣に、今まで議会で質問してきているのに、議会が終われば、それでいいというものではないと思うんです。なぜこの問題が、13億 5,000万円の数字がそのまま出てきているのかという問題。そして、ダイオキシン対策の問題の8億 5,000万円、これは過疎債が適用されるといっても莫大な予算なわけですよ。

あなたがこれまで、ごみ問題は町政の第一義的課題だということをおっしゃられました。これは場所がどこにできようと、泣き分かれずとか、そういう問題ではないんですね、今のごみ問題というのは。全部これまでも担当に、厚生省だけではない、先進の事例も含めた資料を渡してあるんですよ。あなたが、先ほどの同僚議員の質問で、環境問題等々のプロジェクトチームをつくっているということをおっしゃられました。環境問題で一番大きなものは、生活と密接にかかわるごみ問題なんですね。

そこで、なぜ私がこれを言ったかということ、最終処分場の建設計画の積算事業費は、菊池町政のときとほとんど変わらないんですよ。あのころ立案されたものと、当時の背景と今はごみ環境問題の背景というのは、もう全く、ダイオキシン対策の問題も当時はなかった。今は焼却、野焼きも含めて個人焼却炉が中止になるとか、それでこの過疎計画のあれにはごみがふえてきているというふうに書いてありますけれども、こうした中で、社会全体としては、リサイクル法、容器包装リサイクル、来年からは電化製品のこれも始まるということですが、私は、そういう点でおくれをとっているから、きちんと計画立案してということをお聞きしたい、12月の議会でこれをやりました。このときはほとんど答えられないので、3月のときにやったら、容器包装リサイクルに関しては計画を始めると、国の補助制度のベースに乗せるのは15年度

ということでありました。

私は、こうした点を本当に真剣に考えれば、環境問題を考えれば、これは1つの例ですが、島根県の安来という、安来節で有名なところですが、人口が3万2,000いるところ、南伊豆町の3倍いるところで、安来市のごみに対するポリシーは、埋めるごみをなくしていくということ。これはいろいろ考えているけれどもということで、最終処分場の問題も、従来の埋め立て方式とは違う。もちろん分別リサイクルを徹底してやっていく中で、それもクリーンな埋め立てにするという点で、従来の方法とは全く違うんですね。

私は、今の日本の、北欧なんかから見ればおくれた環境行政の中でも、自治体でこうした努力をして、クリーンで、しかもお金もかからない。その前の段階での設備投資はかかるけれども、半ば危険な状態のごみを置かない、そういうこともできているんです。

その点、私が立ち返って、この過疎計画に対して、原点に返る町政にどう反映するか。そういう点で、住民の声を聞く懇談会あるいはプロジェクトということもあるんでしょうが、やはり町長自身が真剣に、ごみ問題だけではないんですけれども、先進の事例にも学んで、そして、同じ町のプロジェクトなり——私は、本来、各行政担当職、課があるわけですから、そこで真剣に対応、勉強、検討、先進の事例を、今は、直接出かけて見ることも、もちろんそういうこともしてもらいたいし、たくさん事例を見れば、そうではない上部の市なんかもありますから、それをしていかなければ、今までの町政に対してさまざまなご意見があった、それを原点に返って考えてみる際に、公約でもありますけれども、心もとないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） リサイクル法案等を考えて、ごみの減量化等については、来年、34地区において地区懇談会を開催したいと思います。ごみを出さないための処理、経費節減について、これからも努めていかなければならない。そのためにはプロジェクト、先ほど言いましたようにプロジェクトが発足しております。その中で十分検討していきたいと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この項を最後にしますが、私は8月の末に島根県の出雲市、かつて岩國さんという方が市長をやっていた島根県の出雲市を、日本共産党の視察団、東京方面を初めとして5カ所の行政視察で南伊豆町に竹炭の問題で来たときに聞きましたところ、8万6,000人いる人口のところで農業も盛んであるんだけれども、農業振興と産業の構築のために、例えば価格保証なんかの問題も、私、これまでも質問しましたけれども、高知県の

本山町とか、そういうところに直接足を運んで、首長が自分も身につけてくる。それができるものとできないもの、もちろんありますけれども、そういう話を聞きました。竹炭の問題でも、市内には幾つか業者があるわけですがけれども、もっと振興策をとるべきだということで、まさに我が町に来ているんですね。

そういう点から見た場合に、今後の問題として、別にごみ問題だけではないんです。過疎計画や4次総合計画、この冊子は立派なだけけれども、実行する際に住民の皆さんの声を聞くということはもちろん、私も大前提なだけけれども、参加の状態を見れば、それをやったからいいというものではない。

同時に、首長自身がプロジェクトに対して、やはり原点に戻るということを言ったのであれば、それに相応する施策の原点を提起して、それに基づいてこれを進めていく。そうでなければ、行政職の限界というか、これは今までの流れを、1人の首長が4期もやれば、そういう体質がしみていけば、単純に形をつくれればというものではないんですね。

そこで、あなた自身が、さまざまな施策、町長であれば、すべての問題に、細かなところまで言いませんけれども、政策的には精通をして、そして指示を出していくという姿勢が感じられなければ、プロジェクトの成功も、こうした計画も絵にかいたもちになるんです。だから、今話した問題も、12月や3月の議会でいろいろ質問しても、実際には現場ではこれが絵になっていないんですね。

ただ単に、ここで演説するために私たちが資料を集めてきているわけではないんです。本当に南伊豆の町政、そして住民生活の向上、これを考えると、まさにそれは住民の皆さんの声であるわけです。それを首長が下に任せることではなくて、あなた自身が真剣に勉強してほしい。そして、プロジェクトに対してどういう施策でやっていくのか。住民の皆さんに対しても、住民の皆さんでも勉強している方々は進んでいるところもある。これにこたえられるような対応をできる町政でなければいけないのではないのでしょうか。私は、ごみ問題1つをとって過疎計画の問題について意見を言いましたが、ぜひそうした点を今後の問題について貫いてほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 確かに横嶋議員の指摘のとおりです。私は、先ほど石井議員からご質問がありましたように、外部から入った人間です。内部の改革というのは本当に難しいなど。例えば町長がスローガンを掲げます。しかし、後に職員がついてこなければ、本当に何のための町長かと。そういうことを踏まえた中で、まず私は職員の意識改革ということで、とにかく住民参加の行政ということを求められております。そのためには、職員の中から勉強を

やろうという意識を生まなければならないのではないか。そういうことで、今、確かに横嶋議員は、町長が指示しなければいけないと言われましたけれども、指示しただけでいいような、そういう体制ではない、私はそう考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） もう一つ、指示すればいいとかということではなくて、その中に入ればその体質に染まるだろうというふうに思いますけれども、職員の意識改革、これはとりもなおさず行政職、つまりトップのまさに意識改革が今求められているということを、はからずもこの間の質問で明らかではないかというふうに思います。この点がなければ、単純な指示だけではないんです。重厚な積み重ねがなければ、それにこたえるような動きができないのは当然ではないでしょうか。

しかも、こうした問題で指示すら出てないところもあるわけですね。新たな問題が議会から提案されたり、指摘をされた場合には、これを検討する。別に、すぐ実行するとか、そこまでは言いませんけれども、それを行政執行の際にきちんと取材していく、こういう姿勢を、まずそういう姿勢でいれば、町長自身がその意識を改めて、変えて臨んでいただきたい。これでこの問題は終わります。

次は3番目、水道事業と簡易水道の位置づけです。

今、南伊豆町上水道と簡易水道7、飲料水供給施設が2施設あります。この間、上水道の問題では、今、第5次拡張とかやられていますけれども、長い間懸案であった老朽石綿管の布設替ですね。これは第5次拡張をやっても、そのままでは有収水量も含めたことはできないということで、岩田町長がこれを英断したということで、この点に関しては、そのほかの対策についても検討するということが、実際の予算もつけられている。この点は1点評価するものであります。

同時に、水道事業に関しては、これは企業会計でありますけれども、住民の生活に欠かせない問題として、一般会計からも多くの予算が支出されています。11年度決算でも5,400万円。こうした中で、町の管理ではなくて、地元の管理に置かれている簡易水道の中で、これは一部は財産区の運用で、利用料金等々、設備投資も含めて、これが個人の負担にならないこともありますが、それでも財産区の負担になっている問題があります。

こうした問題で、私は公平の原則からいって、簡易水道の管理の問題について、町の管理に移管するということが含めて、これはきちんとした対応を一日も早くすべきだというふうに思いますが、この点でどのようにこの問題提起を受けとめるのか。これは多くの簡易水道

の地元の皆さんから声をいただいた質問であります。答弁をお願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） ご存じのように、町内には公営の水道が、町直営の上水道1つ、簡易水道7、飲料水供給施設が2、計11施設と、自主的区営の簡易水道9施設があります。この直営の水道は町村合併後に整備されたものですが、ご質問の区営の簡易水道は、町村合併当時、既に区が有していたために、町直営にならなかったものであります。過去の経緯にとらわれることなく、住民に公平、公正に対応することが行政の基本でありますから、区営の簡易水道は町に移管して、水道行政を一元化することが望ましいということは認識しております。

しかし、今、石綿セメント管の本管の布設替等、町も工事を行っております。それと同時にというのは、なかなか経営上、企業会計上いきませんが、将来においては、当然に町が管理しなければいけないかなということは認識しております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 基本的認識は、これは町が管理するということを言われました。これは先ほどの過疎計画でも、いずれは上水道への統合、簡易水道区域の直営化などが必要だということが上がっています。その要因として、簡易水道及び飲料水供給施設の水源が枯渇、渇水の影響を受けやすく、安定した水供給は大きな課題である、こういうことがあります。負担のないものもありますので、この問題は、ぜひ当該の区とあわせて、今後の問題でも、負担の軽減を含めて、ぜひ一日も早くこうした問題での対応を進めていただきたい。この問題はこれだけで結構です。基金も含めてぜひ検討を今後進めていただきたい。

最後に、伊豆つくし学園施設改築計画についてであります。

6月の議会でこの問題を質問いたしました。その後、8月24日につくし学園の議会が行われました。私は、この質問の最初に、議会無視の99年12月27日市町村長会議決定の白紙撤回を求めるということを述べておりますが、これはなぜこうなのかというと、ことしの8月24日のつくし学園の議会で、一連の経過が下田の新市長から説明がありました。しかしながら、現状は、差田の希望の里へ増設するということの児童施設は、これは者の問題ですね。つくし学園でやる。この両問題が、既存の議案のように取り扱われて、しかも、法人の方にはこういった問題で打診がされている。これは6月議会の答弁でもありましたが、私は、この点で、内容の問題でも6月議会では触れましたが、まずもって、一番の議会の手続上の問題、つくし学園の問題とはいえ、一部事務組合の方針の決定、執行に対して著しく問題があると、このように見て、再度質問しているものであります。

これは、6月の質問の際にも、あのとき質疑でぎくしゃくしましたが、まず民間の希望の里に者の施設をつくるという、その方針の変更そのものが一部事務組合であるつくし学園の議会で説明もされていない。しかも議決もされていない事項であるという問題であります。この点で、やはり問題は、それだけで撤回すべき事項であるという問題。

もう1つは、6月議会でのいきさつの問題で話しますと、あのとき岩田町長は、7市町村長ではなく6町村長でそれを決めてやったという答弁を最初にしました。その後、議事の中断の後、7市町村長でやったということですが、実際にあの経過は、いみじくも岩田町長が正直に答弁されたように、当初、12月27日の運営会議そのものは、事前に賀茂郡の6町村長の会議でこれが進められて、その中でつくし学園の改築、児者の建設の問題について、これが内容変更が決定されて、そして、その後参加した下田の市長を含めた7市町村長によって、これがそのまま市町村長の決定というか合意ですね。拘束力がない合意ができて、それに基づいて、岩田町長が1月6日に、この希望の里に運営について打診をしたということであるんですね。これが紛れもない事実ではありませんか。

こうした点をそのまま、この問題をわずか10分程度の内容でこれがやられて、しかも内容に関しては、建設予算の問題だけでこれがやられる。その後はいろいろ進展して、進展というか、あるでしょうけれども、本当にただすとそういう状態。

しかも、河津の町議会の中で、賀茂郡の町村長の答弁は、障害者の問題をどう扱って、内容の問題を検討したりする、それ以前の問題で、どっちがやったら自治体のコストが減るか、こういう問題が率直に新聞でも報道されております。私は非常に憤りを感じると同時に、まずこの時点に立ち返って、一部事務組合の議決も経ないでやっている事業、そのメンバーの一人である岩田町長、事務組合の問題とはいえ、やはり首長が参加している問題で非常に大事な問題です。これを議決を経ない問題をもとに正して白紙撤回する、このことを私は行政の手続上からも求めるものであります。この点に関して町長の認識を伺います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 6月定例町議会におきまして、横嶋議員及び漆田議員より、つくし学園改築に関係する一般質問があり、お答えしたところでありますが、その際に、つくし学園の負担率の問題や種々の事業が民間委託されるなどの状況下にある中で、伊豆つくし学園青年寮の設置を見直すべきである、また幸いなことに、当管内には障害者施設の社会福祉法人差田希望の里がある中で、障害者については差田希望の里へお願いできないかということになり、差田希望の里の意向を聞くということでありました。

その後、差田希望の里より、増設にかかわるすべての費用は自治体の側において全額負担

すること。2として、障害者の収容に当たり、つくし学園側の職員の引き受けはしない。3、将来、今回増設が当施設に経営的負担が生じた場合は相応の助成をしてほしい。4、施設増設にかかわる事務処理については、差田希望の里の意向を聞き、自治体において執行すること。5、増設について、土地条件等で無理がある場合は、新設を含め考慮すること等の5つの条件が出されました。

去る8月11日開催の伊豆つくし学園運営委員会で、下田市、賀茂郡下首長全員出席のもと、差田希望の里から施設の受け入れ条件の検討を行い、今後、つくし学園担当課長会議で、つくし学園と差田希望の里双方の施設を設置した場合、建築費及び運営費等、深く検討を行い、この結果を運営委員会で協議していただくということになりました。

先ほど言いましたけれども、もとの決議を撤回しろということですが、私たちはそこでつくるということを決めた覚えはございません。あくまでも案としてどうだろうかということを検討しているだけで、決定したのなら撤回ということはありませんけれども、私はその場で、どうだろうかという打診ということでもありますから、それについて撤回とは意味が違くと、私はそう考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今、決定ではないと言われましたけれども、もちろん決定ではないんですね。議決も得ていないし、議会へも、経過の説明だけで、内容の説明というのはほとんどされてない。事務組合というのは年に2回の開催で、まさにこうした中で、下田市の首長の交代があった場合には、以前の経過を見守って、これを説明するということは不可能に近いことであります。それ以前の段階でも、やはり決められた背景が非常に、これは非民主的と言っても仕方がないような状態の中で決められるというか、方向性を出されている。現状では決定ではないと言いながら、方向性そのものは出ているという。これは、岩田町長が実際に検討課題と言いながら、検討施設の用地の測量等々までやられているわけですね。

やはりこれは、私もつくしの議会でも言いましたが、意思決定を進めた段階も含めて、7市町村長がつくし学園の議会、臨時議会を開いて、きちんと、まずもって経過の説明、内容の説明をすべきということをぜひ主張していただきたいんですね。一部事務組合というのは中2階というふうに言われますけれども、本来、一部事務組合は住民の生活に密接にかかわる問題で、直接選挙をやってもいいわけですが、慣例として議会の中から互選でやっているんですね。そこで集まって、それぞれの構成している首長が、そこで議会に諮らないで、その中で検討して進めるというのは、とんでもないことであるということを言わざるを得ない。それを、あなたは6月の議会で決め方に問題があったということをお答えしましたけれど

も、まさにそのとおりであって、ぜひこの問題は、決まってないのであればなおさらのこと、一部事務組合を開いて、そして、つくし学園の議会でも言いましたけれども、7市町村長の全員出席のもとできちんとした対応をするよう、ぜひ意見を言っていただきたい。これは町長のご答弁ですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 私、今言いましたけれども、決定事項ではないから白紙撤回はあり得ないのではないかとすることは認めていただきたいと思います。

そして、今言いましたように、私たちも、10億円のお金がかかる中において、どちらが安く建設できるか、そのぐらいの判断はあってもいいのではないかと、そういうつもりで私は資料をつくっただけであって、ここに決定するからという、そういう意思はございません。そのぐらいは判断はあっていいのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今の質問に対して、事務組合への対応ですね。首長の運営会議できちんと説明するということでしょうか。教えてください。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 運営議会が開かれたとき、前の話し合いの中で、運営議会と課長会議会を踏まえた中で話し合うということになっております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 私が質問したのは大事な問題なので、あなた自身が出て運営会議で——運営会議というのは担当課長も出ているみたいだけれども、首長がつくし学園の臨時議会を開いて、ここに出て、きちんと経過を説明しなさいということなんです。それに対してあなたはどのような認識かということなんです。その質問に教えてください。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） つくし学園の臨時議会を開いて、首長と会を開けということですね。全員、1市5町1村あるわけですから、皆様にこういう提案があったということは報告しておきます。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） やっていただきたい。事務組合や議会で話された内容、こういう議事録も全部向こうにいつているようですから、ぜひ出てきて、私はなぜここまで言うかとい

うと、先ほどコストの問題で話が出ましたが、2番目の賀茂地区障害者計画に取り組む自治体の責任、これが、コストが減れば、これが自治体の負担を何かで減らしていけばいいというような傾向が一方にあるんですね。

しかしながら、6月の議会で私も質問して指摘したように、民間の事業が、今、障害者事業、これは社会的な大きな問題で、しかも高齢者と同じ弱者の立場にある問題が非常に軽々に扱われているという問題。そこで、自治体が負担の手を引いていく。これは建設の問題だけではない、運営や非常に大変な問題があるわけですね。

例えば職員の問題、5つの条件の中で、職員は給与体系が違うからこれを引き受けられないとか等々、内容の問題の質は違うんだけど、民間の施設は、南伊豆町の職員の7割ちょっとの給料でやっているんです。つくしは下田のラスパイレスが高いからそうではないけれども、この現実をどう見て、安いコストで民間にこれを抑えつける、そういうことではなくて、その施策の重要性をかんがみて、自治体の役割をきちんと果たしていくということ、7市町村長会議できちんとこれを決めて確認をするべきだと。

これは事務組合もいろいろある、病院組合の問題なんかでも、一方でああした組織ではない、きちんと事業活動になっているもので、これは全くというか、今までの流れが、運営を本当に丸抱えでもうけを、民間の事業者にもっていかせると、こういう問題が一方にあるから、そうしたところを見て、全体の行政のあり方として、弱者に対して余りにも軽々な動きが図られているということで、私は、自治体の首長、そして自治体のあり方として、ここら辺をきちんと位置づけるべきだというふうに思って質問しているわけですが、ぜひこれをきちんと議会のルールにのっとって進めるように強く注文して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

◇ 谷 川 次 重 君

○議長（大野良司君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可します。

〔2番 谷川次重君登壇〕

○2番（谷川次重君） さきに通告いたしました男女共同参画社会づくりについて、町長のご所見をお伺いいたします。

昨年6月の男女共同参画社会基本法の成立施行から1年が過ぎ、全国の自治体で女性の社会参画を促す試みが加速しています。

ことしの年頭、あの沖縄サミットを前に無念の最後を遂げられた故小淵総理大臣が次のようにあいさつをされています。「世紀の節目を迎えた今日、我が国では、少子高齢化を初めとする社会環境の変化を踏まえながら、21世紀に向けて国民一人一人が真に豊かで安心して暮らせる活力ある社会を築いていくことが、国民挙げて取り組むべき重要な課題となっております。このような社会を実現するためには、個々人がお互いの多様な価値観を認め合い、相互に助け合いながら自己を表現できるような環境を整備すること。また、私たち一人一人が社会の直面している様々な課題を克服していくために必要な責任を担っていくことが不可欠であります。その意味でも、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会のあり方を決定する大きな鍵となるものです」と。

この男女共同参画社会づくりは、その市町村のトップの意識のあり方、取り組み方でうんと格差がついてきていると言われております。例えば静岡県の大須賀町、ここの町長さんは、少子高齢化への対応には、この男女共同参画社会の実現こそ急務であると言われ、積極に取り組んでおられまして、この大須賀町は、昨年平成11年9月、「ここにすべての町民が自分らしく安心して暮らしやすい21世紀の大須賀町を築いていくため、男女共同参画都市となることを宣言する」と男女共同参画都市宣言を行っていますし、本年には、男女共同参画社会構築への町民実行部隊として町男女共同参画推進町民会議が設立されています。また、この南伊豆町と姉妹都市を結んでおります長野県塩尻市も、早くにこの男女共同参画都市を宣言しております。

さて、我が南伊豆町であります。第4次南伊豆総合計画の中に、目標として「男女の固定的な役割分担意識の是正に努め、自立した男性と女性がともに参加・連帯する開けた男女共同参画社会の形成を目指します」とし、施策として、1つ、男女平等意識の啓発。2、女性の社会参画の促進。3、行動プランの策定推進とうたっておりますが、この男女共同参画社会づくり、町長はどのように考えられ、どのように取り組まれるつもりか。特に行動プラン策定をいつごろまでに策定されるお考えか、お尋ねいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議員のご指摘のとおり、男女共同参画社会づくりの基礎となるものは、男女平等意識の啓発であると考えております。男女平等は、日本の近代化の歴史の中で一步一步達成されてきたものでありますけれども、戦後に制定された日本国憲法によって、制度

上完全に確立されたものであります。

しかし、現実の社会や職場、家庭においては、依然として男女差別が存在しているという認識を持たざるを得ません。真に男女平等を実現するためには、意識改革を初め幾多の改善を図る必要があると思います。例えば、男女差別となっている社会風潮や習慣を改善する、男女平等についての男性の理解や協力を促す、子供のときから男女平等の教育を徹底する等々であります。町としては、教育委員会を中心に施策を計画し、推進していく考えであります。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 具体的には、今、教育委員会を中心にどのようなことを行うのか、教えていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 行動プランの策定推進についてということでございますけれども、男女共同参画計画プランの策定につきましては、第4次南伊豆町総合計画の基本計画に基づき、具体的に検討を進めていきたいと考えております。本年度は、行動プラン策定に当たって、現状分析や情報収集に取り組む方向であります。

ちなみに、国、県、賀茂地区等の推進状況であります。国では平成8年度に男女共同参画2000年プランを策定し、平成11年6月には男女共同参画社会基本法を公布施行しております。県では、平成8年度に男女がともにつくる静岡プランを策定し、施策の方向を示しております。県内市町村では、18市町が行動プランを策定済みですが、賀茂地区区内で策定した市町村はないということでございます。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 失礼な言い方ですが、まだ何にもやっていないという感じでありまして、この男女共同参画社会というのは、簡単に一朝一夕にできるものではないと思います。特に男女平等の意識づくりということは、男女平等という言葉は頭で理解できたとしても、ジェンダーとか、性別、期待、シンデレラコンプレックス等にあらわされる心の底の無意識レベルに潜む観念を取り除くことは簡単なことではないと思います。

男女共同参画を推し進めている静岡理科大学助教授の秋山先生は、多くの法律は現状の後追い型である、しかし、この男女共同参画社会基本法は現状のはるか先を行っている、多くの国民はこの理念についていっていないと語っておられます。

この難しい男女平等の意識づくりは、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面での、そして持続した学習が必要になってくるかと思えます。そして、この男女共同の意識づくり、

また女性の社会参画促進を推し進めていくためには、何よりもその取り組みと推進のための目標や内容、さらには広報について、体系だった行動指針を織り込んだ、しかも地域に根差した行動プランの策定こそ大事であるかと思えます。

この地域に根差したということで、この3月ですか、熱海が行動策定プランを提出しております。熱海は、「男女がともに輝く熱海」と題していろいろなプランを立てておりますけれども、そこで、この熱海は観光が基幹産業で、働く女性が多く、人口も女性が4,000人ほど多いことから、母性の尊重と福祉の充実を打ち出して、これを特徴としております。そして、その基本方針として、サービス業、自営業、家族従業者が多く、就業時間や休日が不規則である場合も少なくなく、女性の持つ身体的、生理的な特徴を理解しつつ、女性がより自分らしく生きるために必要な環境づくりとして、安全な妊娠、出産の確保、健康づくりの推進をうたっていると。また、子育てに関する支援では、放課後対策、経済支援、障害児を持つ母親への支援などを織り込んだプランを策定しております。また、熱海市では、新年度から保育料10%引き下げ、第3子目の出産無料化などの予算を計上し、この策定プランの実現に向けてよりよい支援をしていく、こういうふうに新聞に出ておりましたけれども、この認識を踏まえまして、一刻も早く、しかも時間がかかるということを踏まえて、この行動プラン策定に取り組んでいくべきだと思います。

対等な立場で責任を担い、活力ある南伊豆を築くために、一日も早い行動プランの策定を、庁内体制の整備を望みまして、きょうは当局も何にもまだできていない状態でありましたので、また追いかけて、12月、また次と質問させていただきますけれども、この行動プランの策定、庁内体制の整備を一刻も早く策定されることを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 谷川次重君の質問を終わります。

これより昼食のため、13時まで休憩をいたします。

（午前11時57分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 齋藤 要 君

○議長（大野良司君） 7番議員、齋藤要君の質問を許可いたします。

〔7番 齋藤 要君登壇〕

○7番(斎藤 要君) 通告に従いまして、伊豆縦貫自動車道の早期整備について質問をいたします。

まず最初に、整備促進期成同盟会の最近の状況と今後の活動についてでございますが、既にご承知のように、伊豆七島三宅島の火山活動に伴うたび重なる地震の影響により、入込客は激減し、伊豆半島の観光業とそれらに関連したすべての産業が非常に厳しい現状下にさらされていると思います。観光立町を掲げております我が町におきましても、予想以上に大変厳しい現状を目の前にし、観光に携わる皆様は、なおのこと厳しい状況に追い込まれていることと思われまます。

このような事態を考えますと、伊豆縦貫自動車道の重大さを骨身に感じさせられます。この早期整備は、渋滞解消のみでなく、地震等の有事の場合に、安心して利用し、伊豆から脱出ができる等、非常に大きな意味を持っており、我々伊豆の住民として期待度が大であると思いますが、町長はこの考えにどのような考えでいられるか、お聞かせをまずお願いいたします。

○議長(大野良司君) 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長(岩田 篤君) 伊豆縦貫道の整備について、町長としてどのような、今の観光立町を目標とする我が町にとって、この道路についていかが考えるかということでございますけれども、斎藤議員ご指摘のとおり、本当に観光立町を目標とする南伊豆町にとって、早くに伊豆縦貫道が促進開通することが最大の目標であり、最善の方法ではないかと考えております。

○議長(大野良司君) 斎藤要君。

○7番(斎藤 要君) 聞くところによりますと、官民一体となって、今まで下田の市長さんが会長をやられました期成同盟会の件でございますが、聞くところによりますと、何か石川知事をお願いをしたという経過が、ちょっと聞いたことがあるんですけども、そういう点はどうなっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(大野良司君) 町長。

○町長(岩田 篤君) お答えいたします。

本同盟会は、国の高規格幹線道路整備計画策定を受け、昭和62年6月に結成、伊豆半島を縦貫し、東名高速を結ぶ高規格幹線道路の早期実現を期するため、現在、下田市長を会長に22市町村で要望活動に取り組んでおります。また、民間組織として下田商工会議所を中心に、平成元年6月に発足した伊豆縦貫道自動車道建設促進同盟があり、それぞれの持ち場を生かし、また協調しながら活動を行っているところです。

平成12年度自動車道建設関連予算につきましては、昨年同様、約150億円が箇所づけされております。

同盟会結成以来13年が経過した現在の自動車道の進捗状況ですけれども、建設計画区間約60キロのうち、東駿河湾環状道路15キロが事業進捗状況約50%、修善寺道路5キロは県施行により平成12年3月に供用開始、天城北道路7キロは本年1月に計画ルート決定となり、用地取得に着手いたしました。そして、南伊豆町に大きなメリットをもたらすであろう河津下田道路1期7キロが平成10年度に着工準備区間に格上げとなり、本年度、環境アセスが着手される予定です。

要望活動としては、先月、建設省沼津工事事務所及び静岡県に、伊豆縦貫道の早期完成と河津下田区間の早期着工を下田市、賀茂郡の市町村長並びに商工関係団体に陳情したところです。また、先月21日に、平成12年度建設促進期成同盟会総会が開催され、その席上、本同盟会の会長である石井下田市長より、本同盟会の会長を静岡県知事にお願いしたい旨の提案があり、承認されました。後日お願いに伺うことになっております。

本件には、中部日本横断自動車道、三遠南信自動車道、第二東名自動車道、そして伊豆縦貫自動車道の4高規格幹線道路計画があり、それぞれ同盟会を結成しておりますが、他の3同盟会は知事が会長となり、活動しております。さらに、計画自動車道の工事区間ごとに関係市町村で組織を結成し、きめ細かな活動をしているようであります。静岡県知事が本同盟会の会長に就任した後は、伊豆縦貫道の早期完成のため、現在、沼津側からの工事に加え、南側の河津下田道路の早期着工を要望していく新たな組織を、関係市町村及びその商工関係団体と協議し、設立に向けていくべきだと考えております。

○議長（大野良司君） 斎藤要君。

○7番（斎藤 要君） 知事にお願いしたということは大変心強く思っておりますが、修善寺町と天城湯ヶ島町の7キロ間も、同盟会を結成して活発に活動しておるようでございますので、うちの方も、下田等と関係同盟会をつくりまして、同じく一年でも早くお願いできるようお願いをいたしておきます。

続きまして、町独自の整備促進運動を展開する計画はないのかということですが、官民一体となって促進運動を展開している中で、私は効果があると思っておりますが、町民の皆様方の署名運動等、町独自の運動を展開する計画は、今後町長は持っておられるのかおられないのか、お聞かせを願いたい。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） この伊豆縦貫道自動車道建設については、町民、南伊豆町にとって本

当に大事な生命線であります。そういうことを踏まえた中で、これから検討して、町民の署名については前向きに検討していきたいと、そう考えております。

○議長（大野良司君） 斎藤要君。

○7番（斎藤 要君） 町長は南伊豆町の町長として、町村会等の席で、他市町村の首長にぜひ署名運動の展開を働きかけていただきますよう、私から強くお願いしておきます。

いずれにいたしましても、伊豆の観光にとりましては、なくてはならない道路だと思えます。町民の方、特に観光に携わる皆様方には、少しでも早い実現を望んでいると思えますので、町長には特別にご尽力をお願いいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 斎藤要君の質問を終わります。

◎選第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙執行について

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

選第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙執行についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） これより選挙を行います。

ここでお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会に、石廊崎49番地、無所属、小澤忠次郎君、生年月日、大正15年3月30日。湊911番地、無所属、山田光正君、生年月日、大正14年12月11日。入間1,552番地、無所属、山本喜清君、生年月日、昭和3年6月7日。市之瀬560番地の1、無所属、佐藤禎介君、生

年月日、昭和12年1月2日を。同補充員に順位1番、一条537番地、無所属、吉田明君、生年月日、昭和6年12月16日。順位2番、下賀茂648番地の4、無所属、増田亮二君、生年月日、昭和6年3月26日。順位3番、妻良1,094番地の2、無所属、飯田信寛君、生年月日、昭和8年12月25日。順位4番、手石714番地、無所属、大年唯雄君、生年月日、昭和11年9月18日を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました選挙管理委員会委員に小澤忠次郎君、山田光正君、山本喜清君、佐藤禎介君を、同補充員に順位1番、吉田明君、順位2番、増田亮二君、順位3番、飯田信寛君、順位4番、大年唯雄君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員会委員に、石廊崎49番地、無所属、小澤忠次郎君。湊911番地、無所属、山田光正君。入間1,552番地、無所属、山本喜清君。市之瀬560番地の1、無所属、佐藤禎介君が、同補充員に順位1番、一条537番地、無所属、吉田明君。順位2番、下賀茂648番地の4、無所属、増田亮二君。順位3番、妻良1,094番地の2、無所属、飯田信寛君。順位4番、手石714番地、無所属、大年唯雄君が当選いたしました。

◎議第64号、議第65号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第64号及び65号 教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第64号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員であります岡部順之氏につきまして、平成12年10月30日をもってその任期が満了いたします。

岡部氏は、平成8年10月31日就任以来、約4年間にわたり教育行政の発展にご尽力し、人

格も高潔で教育文化に識見を有しており、教育委員として適任者であると存じます。つきましては、引き続き教育委員として、加納 684番地の1、岡部順之氏を任命いたしたくご提案申し上げる次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 議第65号の朗読をお願いします。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 前号議案同様、教育委員会の委員であります平山敏郎氏につきましても、平成12年10月30日をもってその任期が満了いたします。

平山氏は、平成10年9月21日に就任以来、約2年間余りにわたり、前任者の残任期間を教育行政の発展にご尽力いたしてまいりました。人格も高潔で教育文化に識見を有しており、教育委員として適任者であると存じます。つきましては、引き続き教育委員として、下流47番地の平山敏郎氏を任命いたしたくご提案申し上げる次第でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第64号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案に同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第65号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案に同意することに決定いたしました。

◎議第66号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第66号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

一部事務組合の規約を変更しようとする場合は、一部事務組合を構成する関係地方公共団体の議会の議決が必要になります。

今回の変更は、行政の広域化等に伴う一部事務組合の解散、統廃合により、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約第2条の別表の組合を組織する地方公共団体を平成12年4月1日から変更させていただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議第66号議案は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案どおり可決されました。

◎議第67号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第67号 南伊豆町下水道条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案の説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第67号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町下水道条例の制定についてであります。本町の公共下水道事業も、平成6年に管渠工事に着手して以来、ようやく来年4月1日より湊の一部地区より接続可能の目安が立ちましたので、下水道法に基づき条例の制定を行いたいものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議第67号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第68号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第68号 南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

本案の南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定についても、前号議案同様の理由でありまして、都市計画法第75条第2項の規定により条例制定を行いたいものがあります。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 内容説明については、9月6日の全員協議会において説明がありましたので省略いたします。

提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議第68号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第69号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第69号 南伊豆町過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

南伊豆町過疎地域自立促進計画につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、一部の期間を除き、過疎地域の町として各種の過疎対策事業を推進してまいりましたが、平成12年4月1日から施行された過疎地域自立促進特別措置法に該当するになりましたので、その目的等についてご説明申し上げます。

この目的は、人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の活性化を図り、これらの地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするとなっております。

南伊豆町においても予想以上の少子高齢化等が進み、過疎地域からの脱却を果たすことはできませんでしたので、第4次南伊豆町総合計画に基づいて、南伊豆町過疎地域自立促進計画を平成12年度から平成16年度までの5カ年の計画を作成しましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 内容説明については、9月6日の全員協議会において説明がありましたので省略いたします。

企画調整課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） 過疎計画についてでありますけれども、本日差しかえさせていただきます南伊豆町過疎地域自立促進計画についてご説明申し上げます。

前回、全員協議会のとき提出いたしました過疎地域自立促進計画について変更がありましたので、報告申し上げます。

町道成持吉祥線の拡幅改良と吉田地区観光施設整備事業の公衆便所等の建設につきましては、すべての事業費を県代行で行い、町の負担は一切ありませんので、静岡県との過疎計画と南伊豆町の過疎計画において二重計上となったため、県と話し合い、南伊豆町の過疎地域自

立促進計画から外すことといたしました。

以上の2点でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 動議を提出します。

この過疎地域自立促進計画については重要案件ですので、総務財政委員会に付託したいと思っております。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） ただいま石井福光君より、議第69号 南伊豆町過疎地域自立促進計画についてを総務財政委員会へ付託することの動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありましたので成立いたしました。

石井福光君の動議を議題として、採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、本案は可決されました。

ここで休憩し、ただいまの件を議会運営委員会にかけ、討議をお願いいたします。

直ちに議会運営委員会の開催を指示いたします。

暫時休憩をいたします。

（午後 1時28分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時35分）

○議長（大野良司君） 議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 渡辺嘉郎君登壇〕

○議会運営委員長（渡辺嘉郎君） ただいまの議第69号 南伊豆町過疎地域自立促進計画を定めることについて、石井議員の方から動議がありましたとおり、議会運営委員会を開き、委員会付託の決定を了承しました。

以上です。

○議長（大野良司君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を総務財政委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議第69号は総務財政委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第70号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第70号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、国県の補助金内示を受け、事業に着手する天神原地区のコミュニティ施設の建設や、老人福祉費、児童手当費、し尿処理費、観光整備事業費、道路橋梁費及び急傾斜地崩壊防止事業等が主なものでありますが、三宅島、神津島等の地震関連に伴う風評被害に対する誘客宣伝委託料を新たに計上させていただきました。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 1,133万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億 3,231万 1,000円とするものです。

補正予算の内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、まず歳出の方から説明させていただきます。19ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費、1項1目議会事務6万3,000円、これにつきましては、需用費でもって3万6,000円、これは議会広報のファイル4,000部制作費であります。

次が、20ページの2款総務費、1項1目一般管理事務126万2,000円、これにつきましては、旅費が70万円、委託料56万2,000円でございます。

2目会計管理事務11万円、3目財産管理事務115万円、これは委託料で50万円、町有財産台帳の整備測量と委託料でございます。それから15節で65万円、これは森山館の元あったところの下のところ、元加納の駐在所がございましたが、これがもう老朽化して危険ですので、これを解体する工事費でございます。

4目自治振興事務171万8,000円、これは13節で自治会活動委託料、これにつきましては、各班長さん方、いろいろ役場の文書配布等もお願いしているわけですが、そういうことで、常日ごろのご苦勞に対して、自治会活動委託料ということで171万円計上させていただきました。

次が、5目の広報事務59万5,000円、この59万5,000円につきましては、消耗品費で広報「みなみいず」のファイル、これも5,000冊制作する費用でございます。

それから、10目地域づくり推進事業1,100万円、これにつきましては、県費補助を受けまして、天神原のコミュニティ施設（集会場）を整備するものでございます。

次が、11目交通安全推進事務6万円、これにつきましては、皆さんにご案内いたしましたとおり、10月1日に暴力追放の住民大会があるわけですが、これに関する費用でございます。

4項3目各種選挙費240万8,000円の補正減、これにつきましては、静岡海区漁業調整委員会選挙が無投票になったための減額でございます。

次が、5項2目指定統計調査事務99万7,000円、これにつきましては、本年度国勢調査が行われるということで、この調査員の報酬等でございます。

次が24ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務事務61万9,000円、これにつきましては、職員手当43万円、これは介護手当等の説明会を夜間行ったわけですが、これの手当でございます。

次が、2目の国民年金事務4万5,000円、3目の老人福祉事業1,166万9,000円、これにつきましては、13節で在宅高齢者等食事サービス事業の委託料ほかでございます。

それから、次が25ページ、2項2目の児童福祉施設運営事務30万円、これにつきましては自動車の借上料となっておりますが、ことしから、幼児におきましてはチャイルドシートの着用を義務づけられまして、今まで町のマイクロバスでいろいろ園外の行事等に送迎していたわけですが、今回使えなくなったということで、東海バスの借上料を3園分計上させていただきます。

次が、差田保育所運営事務15万円、これについては保育所の改修工事でございます。同じく手石保育所運営事務56万2,000円、これについては、調理室のエアコンの設置56万2,000円。次が南上保育所運営事務で125万3,000円、これにつきましては、保育所の改修工事等でございます。

次が、3目の児童手当事務852万円、これは扶助費で、被用者就学前特例給付費、それから非被用者就学前特例給付費等でございます。

次が、27ページの4款衛生費、1項3目母子衛生事業2万円、2項の1目清掃総務事務3万6,000円、3目の南豆衛生プラント組合負担金356万円、これにつきましては、汚泥の処理運搬費でございます、356万円。下田とうちの方でもって負担します。

次が、合併処理浄化槽整備事業436万4,000円、これにつきましては、新築、改築等の浄化槽設置に関する補助でございます。

次が、28ページの3項1目簡易水道事業99万9,000円、これにつきましては、下流と妻良の簡易水道の工事に伴います補助でございます。

次が、5款農林水産業費、1項3目農村地域農政総合推進事業40万4,000円、6目の農山村総合施設管理運営事業43万6,000円、7目の南伊豆郷土館管理運営事務12万6,000円。

次が、30ページの2項2目林道整備事業30万円、これは重機借上料でございます。

次が、6款商工費、1項1目商工総務事務24万4,000円の減になります。

次が、3目の観光振興事業1,151万1,000円、この中で13節委託料といたしまして、先ほど町長の行政報告にありましたように、三宅島、神津島地震関連の風評被害によります誘客宣伝委託料100万円でございます。

次が、15節工事請負費、ふるさと公園の整備工事ということで、あそこに休憩場を建設いたします。今回新たに補正でもって1,019万8,000円です。

次が、32ページの6目弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務20万6,000円、これは修繕費で路材の交換でございます。次は、銀の湯会館運営事業321万1,000円、これにつきましては、やはり11節で修繕料、路材の交換と、それから13節の清掃委託料で、ガラスの清掃等でございます。

次が、7款土木費、1項1目土木総務事務67万円、これにつきましては備品費で67万円。

2項1目の道路維持事業 1,047万 4,000円、これにつきましては、県の緊急地域雇用特別対策事業、全額補助でございます。それをいただいて、町道の危険木の伐採業務を委託するものでございます。

次が、2目の単独道路改良事業 1,360万円、これにつきましては、13節で測量調査委託料、それから15節で 1,050万円、毛倉野区内4号線と下賀茂区内9号線の改良工事でございます。それと、17節公有財産購入費がございます。

次が、4項1目港湾管理事務19万円。

次が、6項1目の中木災害住宅管理事務で 441万円、これにつきましては、49年の地震以降建設されました住宅が、潮風でもって大分ドアが傷んであかなくなったということで、これを修理させていただきます。

次が、急傾斜地崩壊防止事業 1,065万円、これにつきましては委託料で 570万円、手石の谷戸、それから二条の坂の下の測量調査委託料でございます。次が、負担金補助及び交付金の 495万円、これにつきましては、4カ所の急傾斜地の崩壊防止事業に伴います負担金でございます。下流、妻良、石井、手石でございます。

次が、8款消防費、1項3目消防施設整備事業 130万円、これにつきましては、子浦の小型動力ポンプの購入費でございます。

次が、5目の防災施設管理事務44万 1,000円、これは防災無線難聴地域の修繕費等が主なものでございます。次が、防災施設整備事業24万 6,000円、これは各地域海岸地区52カ所に津波標高表示板があるわけですが、それがもう15年もたって、字が消えて見えないということとでして、最近叫ばれている東海沖地震に備えまして新たに設置するものであります。

次が、9款教育費、1項1目教育委員会事務4万 7,000円、2目の事務局事務52万 3,000円、これは18節で庁用備品パソコンの購入費を計上しました。

2項1目小学校管理事務 178万 8,000円、これは竹麻小と南中小学校の工事請負費、修理費でございます。次が、竹麻小学校管理事務で15万 6,000円、これも機具置き場の修理でございます。

2項1目三浜小学校管理事務32万 5,000円、これにつきましても、施設備品の18節、サッカーゴールの購入をさせていただきます。

次が、2目の小学校教育振興事務で18万円、これは保護児童3名がふえたための補正でございます。竹麻小学校教育振興事務4万 5,000円、これはパソコンの賃借料でございます。

次が、3項1目中学校管理事務44万 8,000円、これはインターネット等の関係の費用でござ

ざいます。次が、南伊豆中学校管理事務29万 2,000円、備品購入費で、FRPのごみ箱を2台設置いたすものであります。

次が、5項1目の社会教育総務事務 115万 2,000円、これにつきましては、職員の時間外手当が大きなものでございます。

次が、2目の公民館管理運営事務24万 2,000円、これは庁用備品で、物置を設置するものでございます。

3目の文化財管理事務10万 5,000円、これは文化財倉庫建築調査委託料でございます。

次が、4目の図書館管理運営事務75万 9,000円、これにつきましては、11節、施設修繕料、冷暖房の室外機の取りかえでございます。それから、15節の工事請負費で、図書館閉架書庫の建設工事、これは汚泥の排水管の切り回しの補正でございます。

次が、6目の生涯学習推進事業68万 4,000円、これは、14節で自動車借上料、横浜市との交流事業のバス借上料等でございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入を説明します。9ページをお開きください。

11款分担金及び負担金の1項2目土木費分担金 307万 5,000円、これにつきましては、先ほど申しましたように、分担になりまして67万 5,000円。それから、下が4件分の急傾斜地崩壊防止事業の分担金でございます。

次が、10ページの12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料3万 4,000円、それから5目の教育使用料3万 4,000円、いずれも庁舎等使用料あるいは電柱等使用料でございます。

次が、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金 567万 8,000円、これは7節で被用者就学前特例給付負担金 323万 9,000円と、非被用者就学前特例給付負担金 243万 9,000円でございます。

2項2目衛生費国庫補助金 129万 4,000円、これは合併処理浄化槽設置整備事業に対する補助金でございます。129万 4,000円でございます。

次が、14款県支出金、1項1目民生費県負担金 141万 7,000円、6節で被用者就学前特例給付負担金80万 8,000円、非被用者就学前特例給付費負担金で60万 9,000円。

2項1目の総務費県補助金 400万円、これにつきましては、天神原のコミュニティ施設、集会場の整備補助金でございます。

2目は民生費県補助金 463万 3,000円、老人福祉費の補助金 463万 3,000円です。

次が、3目の衛生費県補助金48万 2,000円、合併処理浄化槽の設置費に対する補助金でございます。

次が、4目の農林水産業費県補助金7万 7,000円、これは農村地域農政総合推進整備事業

費の補助金です。

5目の商工費県補助金 1,717万 4,000円、これにつきましては、1節の観光費補助金として、ふるさと公園の整備工事費補助金、それから、2節で緊急地域雇用特別対策事業費補助金 1,047万 4,000円です。

次が、6目土木費県補助金 380万円、これは急傾斜地崩壊危険地域指定事業の補助金でございます。

7目が消防費県補助金69万 6,000円、これは県大震災火災の対策施設等の整備費補助金、これは子浦の小型動力ポンプの購入の補助金でございます。

次が、3項1目総務費委託金 141万 1,000円、国勢調査の委託金として99万 7,000円、5節で海区調整委員の無投票による減額 240万 8,000円。

4目で土木費委託金19万円、これは手石港陸閘操作委託金19万円でございます。

次が14ページ、15款財産収入、1項1目財産貸付収入 1万 8,000円の減、これは先ほど申しました元加納駐在所を取り壊すための、この財産収入があったわけですが、これを減額させていただきます。

次が、16款寄附金、1項2目民生費寄附金 5万 7,000円。

次は、16ページの18款繰越金、1項1目繰越金 6,631万円で、計で2億 5,985万 2,000円となります。このうち 6,631万円は前年度繰越金です。

次は、19款諸収入、4項5目雑入 380万 8,000円、これは在宅高齢者等食事サービス利用料が 300万円、軽度生活援助事業利用者負担金10万 8,000円、市町村職員海外研修助成金が 70万円でございます。

次は8ページをごらんいただきます。今回の補正額の財源内訳でございますが、特定財源といたしまして、国県支出金が 3,803万円、その他が 694万円、一般財源が 6,636万円、補正前の額が46億 2,098万円、今回の補正額 1億 1,133万円、合計47億 3,231万 1,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 24ページの在宅高齢者の食事サービスの事業の詳しい内容について説明していただきたい。

もう一つ、26ページ、児童手当のことですけれども、これは上の法律改正に伴うものなん

ですけれども、現場での受けとめはどんなようなのか。

この2点についてお尋ねします。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 在宅高齢者等食事サービスですけれども、今現在、当初予算で、賀茂老人ホームが週1回やっておるわけですけれども、これへと追加いたしまして、湊の園へと週5回、1日2食の計画でもって進めております。今回、21日ごろ試食として、その日の曜日分の食数をちょっとやってみたいということで、週5日を計画しております。

それとあと、児童手当の方ですけれども、法律改正によりまして、3歳未満児が対象であったんですけれども、この改正によりまして就学前までということで、枠が延びたものから、その分の追加補正になります。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 食事サービスを実施範囲はどのぐらいになっていますか。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 一応全町ということでやっておりますけれども、今のところ伊浜からは来ておりませんので、幸いと言ったらちょっと言葉は悪いですが、1施設がくまなく全町やるということになりますと、ちょっと難しい点が出てくるんですけれども、今のところ伊浜がありませんので、伊浜を除いた全町をやっております。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

○6番（漆田 修君） 道路改良工事費分担金の関係ですが、先ほど、町道の工事、単独道路改良事業として、33ページ、これはこれでやっていただけるので、予算をつけて、大変評価するものですが、かねてより問題になっておりました町道の認定基準と、町道としてかなりの本数があるんですが、それが3ランクぐらいに分けておりまして、それぞれ概念づけておりますが、それはいつごろ制定されたのか。その後、制定された後、町道に接する地勢ですね。住居がふえたとか、その辺がかなり地勢が変わっていると思うんですが、その洗い直しをする意思があるのかどうか。その2点を答弁願います。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） お答えします。

1類、2類、その他路線になっておりますが、時期につきましてはちょっと定かではないんですが、62年に道路台帳をつくっておりますものですから、それ以降のことは間違いないんですが、その後の見直しが平成に入って1回やられたと解釈しております。

それで、1類というのが主要地域間、主要集落間ということ。それから、2類につきましては、地域内の、集落内の主要道路というような形で、現在の中でいいますと、それほど社会情勢とか変わったというのは、集落内は変わったかもしれませんが、主要集落間という1類の路線につきましては、それほど地域は変わっていないように感じております。

それで、見直しにつきましては、今のところ、そういった要望が少しずつありますものですから、一応検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

○6番（漆田 修君） その関連ですが、検討するということは、多分2種類あると思うんですが、100とか、かなりの数の町道を1類から3類に見直す、ランクに見直すというやり方と、それから、今度は制度的な面でその補助率をある程度考え直す、見直すという2面があると思うんですが、その2つともいかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） 補助率につきまして……

○6番（漆田 修君） すみません。分担金です。

○建設課長（小島徳三君） 分担金につきましては、10%と5%、それから1類についてはゼロという形になっておりますが、その方面については、皆様の同意とか、あるいは道路を大事にさせていただくとか、そういった面も踏まえておるといいますものですから、当面はこのままでいきたいと考えておりますが、路線が、今、議員の言われたように、社会情勢が特に変わったところがあるのかどうか、その辺の検討はしてみたいと思います。よろしく願います。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 総務費の自治振興事業についてですが、20ページです。課長の説明の中で、自治会活動委託料として171万8,000円があるわけで、それは区長さんたちにご苦労さまというような意味で出しているということなんですが、本年度初めて補正に出したのか、以前も出ていたのか。それから、区長から要望があったのか、町長独自でこれを出したのか、その辺についてちょっとお聞きしたいんです。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） これについては初めてです。

それで、先ほども申しましたように、区長さんを通じていろいろな文書を発送しております、これらの事務がかなり多いわけですね、手数が。そういう中でもって、いろいろ区長

さん方からも、区長会の中で、頼むばかりではなくて、ある程度何かやってくれなくてはやっていけないと、そういうことがありまして、今回これを計上させていただきました。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 要するに区長の方から要望があったということで、ご苦労さまということで町長の方から出したのではなくて、区長会の方からのある程度の要望があったわけですね。大変だから出してくれというようなことだったわけですね。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） これは、いろいろ前の問題もありまして、実際は納税貯蓄組合の補助金が今までは出ていたわけです。ところが全国的に、納税貯蓄組合自体の補助金はいいんですが、それを、小さい単体の区長様がやっている組織ですね、そこに奨励金みたいなものを出していたわけです、各納貯が。けども、今、口座振替がふえてきまして、そういうものに支給しては違反だということになったわけです。それで、今までずっときていたのを、本年度当初でもって削りました、補助金を。

そういう中でもっていろいろやってきたわけですが、違法なものは町としても出せないよということでやってきたんですけれども、やはり区長さん方としては、毎年暮れに、役場から何なりの手当が来て、大体1班 5,000円か幾らいつている中で、それをいきなり切られてしまうと、区長として物を頼めない、班長さんに。そういう強い意見もあったんです。けども、うちの方はあくまでもそれは、もう納貯という違法なものは支給できませんという中で、それは理解していただきました。

けど、うちの方もいろいろ検討した中で、いろいろ頼むことばかりではなくて、各区も容易でないし、班長さん方にいろいろなお手数をかけているので、別なものをという考えでもって、今後はこの方向でいこうということになって、今回新たに計上させていただきました。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 今の説明で内容はよくわかるんですが、どこの区長が言ったのかちょっとわからないんですが、姿勢が、基本的にちょっとおかしいのではないかと思うんです。区長には区長の手当というものも町から出、また区独自にでも区長の手当というものが出ているわけです。これはもう出た結果だから、どうのこうの言いませんが、最後に、これは戸数割で出たわけですね。足りない人については。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） これは区長さんではないです。班長さんへ。区長さんには区長手

当がいているものですから、班長さんは全然いってないわけです。そういうことでもってやっています、これが均等割と、それから戸数割、そういうことでもって各区へいっています。

○9番（石井福光君） わかりました。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） 6款の商工費ですけれども、31ページですが、13節の三宅島・神津島地震関連の委託料ですけれども、誘客宣伝委託料と、大変結構なことで、ありがたいなと思っておるんですが、この委託先というか、どのようなところに考えておられるのか、詳しく教えていただきたい、こう思います。

○議長（大野良司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（飯泉 誠君） お答えいたします。

町長の行政報告の中にもありましたけれども、伊勢エビまつりの予約率が非常に悪いということで、観光協会もこのような話もございまして、こちらからも、この秋を乗り切れないと、正月、暮れが迎えられないという状況下の中で、南国伊豆推進協議会の方もいろいろやっておりますので、町としても多少の宣伝をかけなければいけないということで、観光協会がこれからの宣伝費を多少ずつ工面しまして100万円、町の方から100万円、200万円を合わせまして宣伝を打っていくということになりました。

その内容といたしましては、うちの方で、町の方でこれだけはやらせてくれという条件つきで100万円盛らせてもらったわけですが、まず東京、神奈川を中心とする町の出身者にダイレクトメールで郵便で出します。それが約2,000人に出す予定です。通信費、町の広報、町の話題を載せて、一緒に情報を知ってもらうということで、町の広報も増し刷りをしまして入れて、里帰りの際には町営温泉を利用してくださいという優待券も1枚入れまして、5枚ぐらいの、伊勢エビあるいは菜の花まつりのチラシもできていますものですから、友人、知人に勧めてくれということで、それが4倍、5倍の方に知ってもらえれば、また誘客効果もあろうかと思ひまして、町の方の意見としまして、ダイレクトメールで2,000部、250万円になっております。

あとは、協会側でやっておりますのは、通常ですと、スポーツ紙あたりに出す宣伝でございますけれども、最近の統計上、一般紙が売れていると。不景気も重なりましてスポーツ紙は売れが悪いということで、一般紙の朝日新聞を予定しているらしいですけれども、全2段を使いまして、それが約150万円ぐらいかかるということで、そういう形で、新聞の効果が

あるかないかわかりませんが、一般紙が売れているということで、その効果もねらえるのではないかと思います。そういう協会側の計画にも、町の方としても、ではやってみようかということで、そのようにいたしました。というような内容でございます。

○議長（大野良司君） 小澤東洋治君。

○13番（小澤東洋治君） 図書館管理運営事務のところで、施設修繕料が含まれているようでございますが、私は要望のような形ですが、教育の振興、充実は我々願ってもないことでございます。図書館利用の方々がふえるということは、その一端を担うことだと思いますが、その図書館の入り口のドアですね、これが、利用者から話を聞きまして、本を借りて、それで右手にいっぱい持って、左手でコウモリをさして、雨の日にあけるのに不自由だと、だからぜひ自動ドアにしてくれないかという要望をちょっと聞いたんですが、かねがね課長にはお願いしてあったんですけれども、その辺をひとつ、今の図書館利用者をふやすといいますか、利用者の増をねらうためにも、教育の充実の一環としても、そういうところからひとつ便宜を図ってやってほしいと私は思うわけでございますけれども、事務局長、どうでしょうか。

○議長（大野良司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（楠 千代吉君） ただいま小澤議員さんが言われましたとおり、確かにあそこは自動ドアでございませんで、手動式です。ただ、雨の場合も、軒が出ていますものですから大丈夫だと思うんですけれども、確かに重たい多数の図書を借りた場合は、手が使えないというのがあると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 結論では反対の意見なんですが、内容に関して、24ページで質問した在宅高齢者等の食事サービス事業に対しては、数年前から、全町と、毎日と1日2食の強い要望を出してきて、これが実現をするということは非常に喜ばしいことで、寝たきりの老人をなくしていくという点で効果が期待されるものであります。

同時に、反対する理由の1つというのは、児童手当の問題で質問を行いました、今まで

の3歳未満から6歳未満に年齢が引き上げられたということは、それは歓迎されるものでありますけれども、子育てをしている家庭の中で、その半数以上が、確定申告の際に特例控除が48万円から38万円に引き下げられると。このための財源が、この不況のときに、特例でこの控除を引き上げたものは、それに落とされるところに、財源がされると。国民の子育て家庭全体では、1,900億円の増税になるということなんです。こういう点から、この中にそういう予算の流れが入っているということは非常に残念であって、これは上のことであるんですけれども、反対せざるを得ないということでもあります。

それと、議論の中で出ました道路の負担の問題に関しては、これは従来あった税外負担の解消の一部でありまして、前町長の体制のときに道路負担率の軽減を図ってきましたが、残念ながらまだこれが残っているということは否定できません。税外負担の一掃という点から言っても、この点で、担当者というよりは、首長の判断を今後きちんと整理していただきたいという、この点で、一方で大きな前進で評価をしながらも、全体としては反対の意見を述べざるを得ないということを表明して、討論といたします。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第70号議案は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第70号議案は原案どおり可決されました。

◎議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第71号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

本案は、7月本査定実施により、国庫支出金、療養給付費等交付金、繰越金、総務費、退職被保険者の保険給付費、老人保健拠出金、保健事業費、基金積立金、諸支出金の増額補正と国民健康保険税繰入金の減額補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,335万 6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億 4,995万 7,000円とするものです。

詳細につきましては健康課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

先ほど町長の説明にもございましたけれども、今回の補正につきましては、所得税の関係、資産税の関係、確定によりまして補正でございます。税率等につきましては昨年同様でございます。限度額につきましては53万円、それから介護保険につきましては7万円です。

それでは、歳出の方からご説明いたします。13ページをお願いいたします。

1款の総務費、2目の賦課徴収事務でございますが、283万 2,000円追加いたします。内容につきましては、後で歳入で申し上げますけれども、介護保険の導入に伴いまして、収納率向上対策ということで、国を通じまして連合会の方に支給されました 283万 2,000円が財源となっております。

主な内容につきましては、18節の備品購入費 269万 1,000円、これにつきましては、収納率向上対策として、軽自動車1台、これが125万 1,000円。それから機器備品としまして144万円、内容はノートパソコンを購入予定でございます。

それから次、14ページでございます。2款の保険給付費の関係でございます。1目の一般被保険者療養給付事務ですが、これにつきましては財源区分の変更で、一般財源が1,142万 3,000円減額、そして国庫支出金の増ですが、1,142万 3,000円でございます。

続きまして、2目退職被保険者等療養給付事務、これが1,392万 4,000円の追加でございます。内容につきましては、退職被保険者等療養給付費ということでもって、特定疾患でございます透析、これは月大体60万円ぐらいかかりますけれども、これが2名増加になったと、こういうことです。

続きまして、2項2目でございますが、退職被保険者高額療養事務、これが330万円の追加でございます。これも先ほどと同様でもって、特定疾患2名分の追加でございます。退

職被保険者等高額療養費でございます。

続きまして、3 款の老人保健拠出金、1 目の老人保健医療費拠出金でございます。698 万 2,000 円、これにつきましては老人保健拠出金の確定によるものでございます。

続きまして、2 目の老人保健事務費拠出金、減額の 8 万 4,000 円、これにつきましても老人保健事務費の拠出金の確定による補正減でございます。

続きまして、16 ページをお願いいたします。6 款の保健事業費、1 目の保健衛生普及事務でございますが、108 万 4,000 円の追加でございます。内容につきましては、消耗品としまして、健康保持増進絡みということでもって健康器具の購入でございます。これが 46 万 9,000 円。それから、18 節の備品購入費、やはりこちらの方も保健備品ということで、体内脂肪計等を購入予定です。これが 61 万 5,000 円でございます。

続きまして、7 款の基金積立金です。1 目支払準備基金積立金、補正額が 4,500 万円、これは支払準備基金の積立金でございます。

9 款の諸支出金でございます。4 目の一般被保険者還付加算金、補正額 6 万円、これは町債の元金償還金でございます。

続きまして歳入の方をお願いいたします。7 ページです。

1 款の国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、減額の 5,135 万 6,000 円、当初は、過去の推計に基づきまして割り出しておりましたけれども、経済状況その他を見まして、所得、資産が減額でございました。このため補正額 35 万 6,000 円の減でございます。続きまして、介護納付分現年課税分でございますが、こちらも同様でございまして、減額の 94 万 4,000 円でございます。

2 目の退職被保険者国民健康保険税、理由につきましては同様で、790 万 4,000 円の減額でございます。これは医療給付分現年課税分が 784 万 1,000 円、それから介護納付分現年課税分が減額の 6 万 3,000 円でございます。

続きまして、3 款の国庫支出金、1 項 1 目の事務費負担金 10 万 4,000 円、これにつきましては概算交付金でございます。

続きまして、2 目の療養給付費等負担金 1,091 万 9,000 円、現年度分といたしまして 674 万 2,000 円、こちらにつきましては老人保健医療拠出金の確定によるものでございます。続きまして、過年度分 417 万 7,000 円、これは過年度分の要求の確定によるものでございます。

続きまして、2 項 1 目財政調整交付金 1,250 万 7,000 円の補正でございます。これは普通調整交付金 1,250 万 7,000 円、これは見込額で計上してございます。

続きまして、3 目国民健康保険特別対策費補助金 30 万 3,000 円、こちらにつきましては、

薬剤の一部負担、保険者負担増相当額の補助金ということで、薬剤につきまして、昨年の7月からですか、一部負担金が免除になりました。その波及増分が国から支給されました。これが30万 3,000円でございます。

続きまして、4款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金、補正額が2,551万6,000円、これは退職被保険者等療養給付費交付金で、各保険者の方から税の減額分が交付されます。

続きまして、8款の繰入金、2項1目支払準備基金繰入金、補正額が3,500万円の減額でございます。これにつきましては、繰り越しの増によるためでございます。

続きまして、9款繰越金、1項2目その他繰越金、補正額は1億1,517万7,000円、これは前年度繰越金でございます。

続きまして、11款連合会支出金、1項1目で、先ほど説明しました介護円滑導入給付金283万2,000円、これは保険税収納率対策給付金でございます。

続きまして6ページをお開きください。

今回の補正内容ですが、補正前の額が9億7,685万9,000円、補正額が7,309万8,000円、合計で10億4,995万7,000円となりました。この財源の内訳でございますけれども、国県支出金が1,955万2,000円、地方債はゼロ、その他が2,834万8,000円、一般財源ですが、2,519万8,000円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第71号議案は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案どおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事が終わりましたので会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時28分）

z

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙

平成12年南伊豆町議会 9月定例会

(第2日 9月20日)

平成12年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成12年9月20日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第72号 平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第73号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第74号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第75号 平成11年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第76号 平成11年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第77号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第78号 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第79号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第80号 平成11年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第81号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第82号 平成11年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番 鈴木久香君 2番 谷川次重君

3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	渡辺修治君
税務課長	碓井大昭君	住民課長	渡辺正君
健康課長	土屋忠儀君	農林水産課長	内山力男君
建設課長	小島徳三君	商工観光課長	飯泉誠君
清掃課長	佐藤博君	水道課長	鈴木勇君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	会計課長	池野徹君
福祉課長	土屋敬君	下水道課長	勝田悟君
行財政主幹	外岡茂徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田中秀明	主幹	松本恒明
------	------	----	------

◎開議宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和熙 君

◎議第72号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第72号 平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） おはようございます。本日はご苦勞さまでございます。

議第72号の提案理由を申し上げます。

平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額56億 3,997万 5,017円、歳出総額53億 4,158万 6,573円でありまして、これを平成10年度の決算と比較いたしますと、歳入におきましては1億 609万 4,273円、1.92%の増、同じく歳出につきましては1億 8,450万 3,976円、3.58%の増となりました。また、実質収入額は2億 9,838万 8,444円となりました。平成11年度の予算執行に当たりましては、第4次南伊豆町総合計画の策定、路線バスの維持対策、特別養護老人ホームの建設補助及び介護保険事業等の施策実現を図ってまいりました。

本決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして議会の承認をいただきたく、監査委員の意見書を付して提案した次第であります。

なお、決算の内容につきましては収入役より説明させますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告につきましては、お手元へ配付いたしました決算審査意見書をもって報告にかえます。以下、各会計についての監査委員の決算審査報告も同様とし、省略いたします。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） おはようございます。

2 日目のきょうは、一般会計と特別会計 9、それから水道事業会計のご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、まず平成 11 年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入から説明いたします。

歳入の方ですが、款のみ予算現額、それから調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較を朗読させていただきます。そして、項につきましては収入済額のみ説明させていただきます。

それでは、1 款町税 9 億 6,664 万 2,000 円、12 億 1,150 万 801 円、10 億 7,406 万 5,943 円、1,135 万 5,951 円。これは、時効によりますところの欠損処分をさせていただきましたものでございます。それから 1 億 2,607 万 8,907 円、1 億 742 万 3,943 円。1 項町民税 3 億 4,119 万 3,733 円。2 項固定資産税 5 億 6,370 万 2,950 円。3 項軽自動車税 1,589 万 2,300 円。4 項町たばこ税 7,271 万 380 円。5 項特別土地保有税 3,682 万 7,500 円、6 項入湯税 4,373 万 9,080 円でございます。

収入済額全部でいきますと、前年に比べて 3.9% の増でございます。それで、歳入合計に占める町税の割合は約 19% でありました。昨年、平成 10 年はちなみに 18.7% でございます。以降、各款の歳入合計に占める割合は、附属資料の主要施策の成果を説明する書類のページ 4 を参考にごらんいただければわかると思います。

次に、2 款地方譲与税 6,280 万円、7,010 万 8,000 円、7,010 万 8,000 円、ゼロ、ゼロ、

730万 8,000円。1項自動車重量譲与税 4,409万 2,000円。2項地方道路譲与税 2,601万 6,000円でございます。地方譲与税は前年比に比べて2%の増でございます。

3款利子割交付税 750万円、831万 2,000円、収入済額も同じでございます。ゼロ、ゼロで81万 2,000円。これは項も同じでございます。

4款地方消費税交付金 9,000万円、964万 1,000円、収入済額も一緒でございます。640万 1,000円でございます。項の方も同じでございます。

続きまして、5款ゴルフ場利用税交付金 2,100万円、2,272万 3,049円、2,272万 3,049円で、172万 3,049円でございます。これは昨年に比べてマイナスの8%になっております。項も一緒でございます。

続きまして、6款特別地方消費税交付金 1,600万円、3,757万 4,000円、収入済額も同じでございます。2,157万 4,000円。項も一緒でございます。

続きまして、7款自動車取得税交付金 5,600万円、5,693万円、収入済額も同じでございます。93万円。項も同様でございます。

8款地方特例交付金、これは特別減税による特例交付金として11年度から始まったものでございます。2,000万円、2,221万 9,000円、収入済額も同じでございます。221万 9,000円。項も同じでございます。

続きまして、9款地方交付税22億 642万 4,000円、23億 275万 7,000円、収入済額も同じでございます。9,633万 3,000円でございます。項も同様でございます。

次に、10款交通安全対策特別交付金 135万円、138万 3,000円、収入済額も同じでございます。3万 3,000円でございます。項も同様でございます。

11款分担金及び負担金 8,702万 1,000円、8,647万 2,784円、収入済額も同様でございます。収入未済額が72万 500円、これは保育料の未納分でございます。比較で126万 8,716円の減でございます。

続きまして、2ページをお開きください。

分担金 2,076万 4,350円、負担金 6,498万 7,934円でございます。

続きまして、12款使用料及び手数料 8,345万 1,000円、9,978万 5,245円、9,957万 2,375円、21万 2,870円、これは河川道路使用料の未済額でございます。それから1,612万 1,375円。1項使用料、これは弓ヶ浜の温泉の公衆浴場だとか銀の湯、それから道路、河川等の使用料、それから町営住宅が主なものでございます。8,514万 315円。続きまして2項手数料、これは戸籍だとか住民票、証明、それらのものが主でございます。1,443万 2,060円でございます。

13款国庫支出金 4億 8,292万 2,000円、4億 8,113万 5,351円、収入済額も同様でございます。これが減の 178万 6,649円でございます。

1項国庫負担金、これは民生費だとか災害復旧費、そういうものが主でございます。これは3億 1,399万 6,714円。2項国庫補助金、これも同じ民生、農林、それから地域振興券等が主でございます。これが1億 5,966万 177円。3項委託金、これは民生委託金でございます。747万 8,460円。

続きまして、14款県支出金 2億 6,362万 1,000円、2億 7,054万 6,856円、収入済額も同じでございます。692万 5,856円。1項県負担金、これは民生費、それから衛生費の県負担金でございます。6,307万 1,752円。2項県補助金、これは民生費、衛生費、それから商工、土木関係が主なものでございます。1億 8,230万 31円。3項委託金、これは総務費が主なものでございます。2,517万 5,073円でございます。

続きまして、15款財産収入 1,287万 6,000円、1,288万 7,694円、収入済額も同じでございます。1万 1,694円。1項財産運用収入、これは財産貸し付けだとか利子配当金が主なものでございます。1,226万 3,694円。2項財産売払収入 62万 4,000円、2,000円の減でございます。

16款寄附金 169万 4,000円、169万 2,743円、収入済額も同様でございます。1,257円の減でございます。項も同様でございます。

17款繰入金 1億 3,439万 2,000円、8,432万 3,790円、同様でございます。5,006万 8,210円の減でございます。これは財調からの繰入金 5,000万円が不用となったためでございます。1項特別会計繰入金、これは三坂財産区だとか老人保健でございます、主なものが、4,567万 8,790円でございます。2項基金繰入金、これは財調、減債基金等が主なものでございます。3,864万 5,000円でございます。

続きまして、18款繰越金 3億 7,679万 8,000円、3億 7,679万 8,147円、収入済額も同様でございます。これは、前年度はちなみに 2億 9,457万 7,147円でございます。それから、1項の繰越金も同様でございます。

19款諸収入 7,372万 9,000円、8,499万 1,951円、8,019万 2,785円、収入未済額が 479万 9,166円、646万 3,785円でございます。1項延滞金、加算金及び過料 88万 4,643円。2項町預金利子、これは歳計現金と歳計外現金からのものでございます。これが 70万 9,947円。そして、3項貸付金元利収入 3,018万 2,252円でございます。これは、小口資金貸付金の返済とか季節資金の返済でございます。次が 3 ページ、4項雑入 4,841万 5,943円でございます。

20款町債4億5,460万円、4億5,460万円、4億5,460万円、ゼロでございます。1項町債も同様でございます。

それから、歳入合計54億1,882万円、57億8,314万2,411円、56億3,997万5,017円、1,135万5,951円、1億3,181万1,443円、2億2,115万5,017円でございます。

続いて、歳出について説明申し上げます。次の4ページをお開きください。歳出につきましても、款については、予算現額、そして支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で朗読させていただきます。項につきましては支出済額のみ申し上げますので、よろしくお願いいたします。

1款議会費7,236万9,000円、7,182万4,248円、不用額が54万4,752円、比較も同様でございます。1項議会費につきましても同様でございます。

続きまして、2款総務費8億7,557万2,000円、8億5,964万3,828円、不用額が1,592万8,172円、支出済額との比較も同様でございます。これの主なもの、町長交際費が約100万円、それから第4次総合計画の委託料の不用と、それからあとは各時間外の不用額でございます。1項総務管理費、これは一般管理費と財産管理費等でございますが、これが6億4,035万1,263円。2項徴税費1億4,524万3,313円。3項戸籍住民基本台帳費3,938万3,671円。4項選挙費、これは町議会議員の選挙、それから県議会議員の選挙等でございます。2,561万5,860円。5項統計調査費8,002万208円。6項監査委員費104万7,513円。

3款民生費9億8,468万2,000円、9億7,542万6,104円、不用額が925万5,896円、支出済額との比較も同様でございます。1項社会福祉費、これは老人福祉、社会福祉センター、それらの管理だとか国保等でございます。7億429万5,626円。2項児童福祉費、これは児童福祉費と児童手当等でございますが、これが2億7,035万9,278円。3項災害復旧費77万1,200円。

続きまして、4款衛生費6億324万円、5億9,877万7,094円、不用額が446万2,906円、支出済額との比較も同様でございます。1項保健衛生費、これは予防費、それから母子衛生だとか環境衛生、へき地診療等でございます、主なものは2億8,702万6,893円。2項清掃費。これはじんかい処理費、し尿処理費等でございます。2億5,715万396円。3項上水道費、これは水道事業会計への繰出金でございます。これは5,459万9,800円であります。

続きまして、5款農林水産業費2億8,916万6,000円、2億7,989万5,092円、不用額は927万908円、支出済額との比較も同様でございます。1項農業費、これは農業振興費、郷土館の管理費等が主なものでございます。1億763万7,150円。2項林業費。これは、林業振興費だとか林道整備が主なものでございます。4,216万5,124円。3項水産業費、これは、

漁港建設費だとか水産業の振興費等でございます。1億 3,009万 2,818円。

続きまして、6款の商工費2億 7,746万 9,000円、2億 7,349万 2,946円、不用額が397万 6,054円、支出済額との比較も同様でございます。1項商工費についても同様でございます。これは、温泉管理だとか観光費だとか、それらに付随する総務費等でございます。

それから、7款土木費6億 2,023万 1,000円、6億 1,341万 4,017円、不用額は681万 6,983円、支出済額との比較も同様でございます。

1項土木管理費7,717万 7,025円。2項道路橋梁費、これは道路維持費、新設改良等でございます。2億 5,669万 2,172円。3項河川費、これは河川維持等でございます。6,523万 5,639円。

次の5ページへ移らせていただきます。4項港湾費、これは手石港だとか妻良漁港の工事に対する負担金でございます。2,325万 4,773円。5項都市計画費、これは公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。1億 5,859万 7,592円。6項住宅費、これは町営住宅の維持管理費、それから急傾斜地の崩壊防止事業の負担金でございます。3,245万 6,816円。

続きまして、8款消防費2億 9,742万 4,000円、2億 9,217万 1,236円、不用額が525万 2,764円、支出済額との比較も同様でございます。1項消防費も款と同様でございます。これは下田地区の消防組合負担金だとか非常備消防の費用、そういうものでございます。

9款教育費7億 1,573万 2,000円、7億 684万 1,810円、不用額が889万 190円、支出済額との比較も同様でございます。1項教育総務費、これは事務局費でございます。5,781万 7,506円。2項小学校費、これは小学校の教育振興だとか、南崎小学校の屋内運動場建設等の費用が主なものでございます。4億 6,437万 8,947円。3項中学校費、これも教育振興費が主なものでございます。6,940万 2,610円。4項幼稚園費4,771万 3,332円。5項社会教育費、これは公民館だとか図書館の管理だとか、そういうものでございます。5,310万 3,554円。6項保健体育費、これは、武道館の管理事務等でございます。1,442万 5,861円。

10款災害復旧費7,741万 6,874万 8,635円、不用額は866万 1,365円、支出済額との比較も同様でございます。1項農林水産業施設災害復旧費2,123万 2,155円。2項公共土木施設災害復旧費4,751万 6,480円。

続きまして、11款公債費6億 552万 5,000円、6億 135万 1,563円、不用額が417万 3,437円、支出済額との比較も同様でございます。1項公債費も同様でございます。

12款予備費ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロでございます。

それから、歳出合計といたしまして54億 1,882万円、53億 4,158万 6,573円、ゼロ、

7,723万 3,427円、同じく 7,723万 3,427円でございます。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額 2億 9,838万 8,444円、これは全額12年度会計に繰り越しました。

説明については以上でございますが、詳細につきましては次ページからの事項別明細書とそれから決算の報告資料、主要施策の成果を説明する書類をごらんいただきたいと思ひます。

以上で内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議第72号議案は各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

◎議第73号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第73号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第73号の提案理由を申し上げます。

本決算についても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成11年度の決算額は、歳入決算額10億 4,439万 9,217円、歳出決算額9億 422万 1,786円、差引残額1億 4,017万 7,431円となりました。

詳細につきましては収入役より説明させていただきますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） それでは、平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につき内容説明を申し上げます。

137ページをお開きください。まず歳入から説明申し上げます。一般会計同様の説明をさせていただきますと思います。

1 款国民健康保険税 3億 6,162万 9,000円、4億 5,018万 3,659円、3億 8,250万 9,949円、646万 8,300円、これは時効による欠損処分でございます。5年で時効という形になります。収入未済額が 6,120万 5,410円、これは現年課税分と滞納繰越分でございます。2,088万 949円。1 項国民健康保険税も同様でございます。

2 款使用料及び手数料 3万円、12万 1,900円、12万 1,900円、9万 1,900円でございます。これは督促手数料でございまして、1 項手数料も同様でございます。

続きまして、3 款国庫支出金 2億 7,716万 5,000円、3億 3,812万 4,806円、3億 3,812万 4,806円、6,095万 9,806円でございます。1 項国庫負担金、これは療養給付費等の負担金でございます。2億 5,380万 2,235円。2 項国庫補助金、これは財調交付金が主でございます。8,432万 2,571円。

続きまして、4 款療養給付費交付金 1億 598万 5,000円、9,132万 9,000円、収入済額も同様でございます。1,465万 6,000円の減でございます。1 項療養給付費交付金も同様でございます。

5 款県支出金 42万 1,000円、調定額、収入済額も同様でございます。1 項県補助金も同様でございます。

続きまして、6 款共同事業交付金 907万 3,000円、1,100万 6,100円、収入済額も同様でございます。193万 3,100円。1 項共同事業交付金、これは高額医療費だとか共同事業交付金等でございますが、これも同様でございます。

7 款財産収入 40万 1,000円、40万 1,922円、収入済額も同様でございます。922円。1 項財産運用収入、これも款と同様でございます。

8款繰入金 5,878万 1,000円、5,678万 120円、収入済額も同様でございます。200万880円の減でございます。1項他会計繰入金、これは一般会計からの繰入金でございます。5,678万 120円。2項基金繰入金、これはゼロでございます。

続きまして、9款繰越金1億 6,309万 7,000円、1億 6,309万 6,507円、収入済額も同様でございます。493円の減でございます。1項繰越金も款同様でございます。

10款諸収入60万 5,000円、60万 7,913円、収入済額も同様でございます。2,913円。1項延滞金及び過料 7,100円、2項預金利子 5万円、3項雑入55万 813円。

歳入合計9億 7,718万 7,000円、11億 1,207万 2,927円、10億 4,439万 9,217円、646万8,300円、6,120万 5,410円、6,721万 2,217円でございます。

続いて歳出を説明いたします。138ページをお開きください。これも一般会計同様の説明にさせていただきます。

1款総務費 1,222万 5,000円、1,046万 3,223円、不用額 176万 1,777円、支出済額との比較も同額でございます。1項総務管理費 773万 6,973円。2項徴税費 195万 197円。3項運営協議会費29万 2,493円。4項趣旨普及費、これは健康家庭の表彰の費用が主なものでございます。48万 3,560円。

2款保険給付費 6億 6,143万 7,000円、5億 9,753万 1,072円、ゼロ、6,390万 5,928円、支出済額との比較も同様でございます。1項療養諸費、これは一般被保険者、それから退職被保険者が主な内容でございます。5億 2,521万 6,385円。2項高額療養費、これも同様でございますが、6,255万 6,872円。3項移送費、これも同じでございます。10万 7,815円。4項出産育児諸費 450万円、これは1件につき30万円、これが15件ほどありましたので、450万円でございます。5項葬祭費 515万円、これは1件につき5万円、それで103件ございました。

3款老人保健拠出金 2億 3,662万円、2億 3,661万 8,015円、ゼロ、1,985円、支出済額との比較も同額でございます。1項老人保健拠出金も款と同様でございます。

4款共同事業拠出金 756万 5,000円、756万 640円、ゼロ、4,360円、支出済額との比較も同額でございます。1項共同事業拠出金、これは高額医療費共同事業医療費拠出金、それが主なものでございます。これも款と同額でございます。

5款保健事業費 745万 3,000円、602万 4,818円、ゼロ、142万 8,182円、支出済額との比較も同額でございます。1項保健事業費も款と同様でございます。

6款基金積立金 4,540万 2,000円、4,540万 1,922円、ゼロ、78円、支出済額との比較も同額でございます。1項基金積立金、これも款同様でございます。これは支払準備基金です。

これについては 159ページに説明が載っております。

それから、7款公債費10万円、ゼロ、ゼロ、10万円、10万円。1項公債費も款同額でございます。

8款諸支出金 138万 5,000円、62万 2,096円、ゼロ、76万 2,904円、同じく76万 2,904円でございます。1項償還金及び還付加算金です。これは62万 2,096円。2項延滞金はゼロでございます。

9款予備費 500万円、ゼロ、ゼロ、500万円、支出済額との比較も同様でございます。1項予備費も款同様でございます。

歳出合計 9億 7,718万 7,000円、9億 422万 1,786円、ゼロ、7,296万 5,214円、支出済額との比較も同額でございます。

続いて 139ページでございます。歳入歳出差引残額 1億 4,017万 7,431円、これは12年度会計へと繰り越しいたしました。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第73号議案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第74号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第74号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第74号の提案理由を申し上げます。

本決算についても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成11年度の決算額は、歳入決算額12億 9,684万 1,380円、歳出決算額12億 9,670万 3,481 円、差引残額13万 7,899円となりました。

詳細につきましては収入役より説明させていただきますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） それでは、平成11年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算について内容説明させていただきます。

161ページをお開きください。まず歳入から説明いたします。これも一般会計同様の説明方法でお願いいたします。

1 款支払基金交付金 8 億 5,337万円、8 億 6,067万 5,242円、収入済額も同額でございます。収入済額との比較が 730万 5,242円の増でございます。続きまして 1 項支払基金交付金、これは医療費の交付金でございます。これは款と同額でございます。

2 款国庫支出金 2 億 8,302万 9,000円、2 億 7,636万 3,239円、収入済額も同額でございます。666万 5,761円の減でございます。1 項国庫負担金も款同額でございます。

3 款県支出金 6,799万 5,000円、6,799万 3,309円、収入済額も同額でございます。1,691 円の減でございます。1 項県負担金も款同様でございます。

4 款繰入金 9,230万 5,000円、9,061万 8,730円、収入済額も同額でございます。168万 6,270 円の減でございます。1 項一般会計繰入金も款同額でございます。

5 款繰越金 1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円の減でございます。1 項繰越金も同額でございます。

6 款諸収入 121万 2,000円、119万 860円、収入済額も同額でございます。2万 1,140円の減でございます。1 項延滞金及び加算金ゼロ、2 項預金利子ゼロ、3 項雑入 119万 860円

でございます。

歳入合計といたしまして12億 9,791万 2,000円、12億 9,684万 1,380円、収入済額も同額でございます。107万 620円の減でございます。

続いて、歳出について説明申し上げます。162ページをお開きください。歳出も同様の説明をさせていただきます。

1款医療諸費12億 7,885万 8,000円、12億 7,767万 8,691円、不用額が117万 9,309円でございます。支出済額との比較も同額でございます。1項医療諸費、これは医療給付費が主なものでございます。12億 7,767万 8,691円。

2款諸支出金 1,905万 4,000円、1,902万 4,790円、2万 9,210円の不用額でございます。支出済額との比較も同額でございます。1項償還金ゼロ、2項繰出金、これは一般会計の繰出金でございます。1,902万 4,790円。

歳出合計12億 9,791万 2,000円、12億 9,670万 3,481円、ゼロ、120万 8,519円、120万 8,519円。

次が163ページでございます。歳入歳出差引残額13万 7,899円、これは全額12年度会計へと繰り越いたしました。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第74号議案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第75号～議第77号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第75号 平成11年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定

について、議第76号 平成11年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第77号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第75号、第76号、第77号の提案理由を申し上げます。

ただいま一括上程させていただきました3議案とも財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見書を付して提案申し上げます。

議第75号 平成11年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額63万539円、歳出総額18万6,360円、差引残額44万4,179円。議第76号 平成11年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額6万6,897円、歳出総額5,000円、差引残額6万1,897円。議第77号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額3,206万805円、歳出総額3,179万2,065円、差引残額26万8,740円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） それでは、各財産区特別会計の歳入歳出決算について説明申し上げます。

171ページをお開きください。平成11年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について内容を説明申し上げます。まず歳入から説明いたします。これも一般会計同様の説明方法でお願いいたします。

1款財産収入2万2,000円、3万2,522円、3万2,522円、ゼロ、ゼロ、1万522円。1

項財産運用収入も款同様でございます。

2款繰越金56万円、59万7,017円、59万7,017円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、3万7,017円でございます。1項の繰越金も同額でございます。

3款諸収入1,000円、1,000円、1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ。1項預金利子も同額でございます。

歳入合計58万3,000円、63万539円、同じく63万539円、ゼロ、ゼロ、4万7,539円の増でございます。

続いて、歳出について説明申し上げます。172ページをお開きください。

1款総務費58万3,000円、18万6,360円、ゼロ、39万6,640円、支出済額との比較も同額でございます。1項総務管理費も款同様でございます。

歳出合計58万3,000円、18万6,360円、ゼロ、39万6,640円、支出済額との比較も同額でございます。

続きまして173ページ、歳入歳出差引残額44万7,179円、これは全額12年度会計へ繰り越しいたしました。

以上で南上財産区の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、181ページをお開きください。平成11年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。まず歳入から説明いたします。

1款繰越金6万4,000円、6万6,897円、6万6,897円、ゼロ、ゼロ、2,897円。1項繰越金も同額でございます。

2款諸収入、1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円の減でございます。1項預金利子についても款同様でございます。

歳入合計6万5,000円、6万6,897円、収入済額も同額でございます。ゼロ、ゼロ、1,897円。

続いて歳出について説明申し上げます。182ページをお開きください。

1款総務費6万5,000円、5,000円、ゼロ、不用額6万円、支出済額との比較も同額でございます。1項総務管理費も款と同様でございます。

歳出合計6万5,000円、5,000円、ゼロ、6万円、6万円でございます。

続いて183ページ、歳入歳出差引残額6万1,897円、これは全額12年度会計に繰り越しいたしました。

以上で南崎財産区特別会計の説明を終わります。

続いて191ページをお開きください。平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決

算について内容を説明させていただきます。まず歳入から説明いたします。

1 款財産収入 1,272万 1,000円、1,268万 5,340円、1,268万 5,340円、ゼロ、ゼロ、3万 5,660円の減でございます。1 項財産運用収入、款と同額でございます。これは土地の貸付収入でございます。

2 款繰入金 1,460万 8,000円、1,260万 8,000円、収入済額も同額でございます。200万円の減でございます。これは財調への繰り入れでございます。

3 款繰越金20万円、190万 6,328円、190万 6,328円、ゼロ、ゼロ、170万 6,328円の増でございます。1 項繰越金も同額でございます。これは、平成10年度中木漁排の事業費の確定が遅かったため、このような結果になりました。

4 款諸収入 1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円の減でございます。1 項預金利子も款と同額でございます。

5 款寄附金 486万 1,000円、486万 1,137円、収入済額も同額でございます。137円の増でございます。1 項寄附金も款同様でございます。これは、昨年9月の定例議会で承認いただきました補正2号で、ゴルフ場からの寄附金ということで受けさせてもらった分でございます。

歳入合計 3,239万 1,000円、3,206万 805円、収入済額も同額でございます。33万 195円の減でございます。

続いて、歳出について説明を申し上げます。192ページをお開きください。

1 款総務費 3,239万 1,000円、3,179万 2,065円、不用額が59万 8,935円、支出済額との比較も同額でございます。1 項総務管理費も款同様でございます。これは、財調の積立金だとか中木漁業集落排水整備事業ですか、それへの一般会計繰出金が主なものでございます。

歳出合計 3,239万 1,000円、3,179万 2,065円、ゼロ、59万 8,935円、支出済額との比較も同額でございます。

歳入歳出差引残額26万 8,740円、これは全額12年度会計へ繰り越いたしました。

以上で各財産区の特別会計の内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論ありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第75号議案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案どおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第76号議案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第77号議案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

（午前10時37分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時50分）

◎議第78号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第78号 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第78号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成11年度の決算額は、歳入総額 1,265万 1,928円、歳出総額 1,265万 1,928円、差引残額ゼロとなりました。

なお、内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） それでは、平成11年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算について内容説明を申し上げます。

201ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

1 款財産収入 3,000円、3,928円、収入済額も同額でございます。ゼロ、ゼロ、予算現額と収入済額との比較は 928円の増でございます。1 項財産運用収入も款と同様でございます。これは利子でございます。

2 款繰入金 1,264万 8,000円、1,264万 8,000円、収入済額も同額でございます。あとはゼロ、ゼロ、ゼロでございます。1 項基金繰入金、これも款同様でございます。

続きまして、3 款繰越金 1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円の減でございます。1 項繰越金についても款同様でございます。

歳入合計 1,265万 2,000円、1,265万 1,928円、収入済額も同額でございます。ゼロ、ゼロ、72円の減でございます。

続いて、歳出について説明申し上げます。202ページをお開きください。

1 款公共用地取得費 1,264万 8,000円、1,264万 8,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロでございます。1 項公共用地取得費、これは総合体育施設の用地取得でございます。1,264万 8,000円でございます。

2 款繰出金 4,000円、3,928円、不用額72円、支出済額との比較も同額でございます。1 項基金繰出金 3,928円。

歳出合計 1,265万 2,000円、1,265万 1,928円、ゼロ、不用額72円、支出済額との比較も同額でございます。

203ページをお開きください。歳入歳出差引残額ゼロでございます。

以上で土地取得会計の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第79号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第79号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第79号の提案理由を申し上げます。

本決算においても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものでございます。

平成11年度の決算額は、歳入決算額14億 5,276万 4,453円、歳出決算額14億 5,161万 4,453 円、差引残額 115万円となりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） それでは、平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について内容説明を申し上げます。

209ページをお開きください。まず歳入から説明申し上げます。

1 款国庫支出金 7 億 5,500万 5,000円、5 億 2,805万 6,868円、収入済額も同額でございます。不納欠損額ゼロ、収入未済額もゼロ、2 億 2,694万 8,132円の減でございます。1 項国庫補助金も款同様でございます。

2 款繰入金 1 億 6,117万 2,000円、1 億 5,709万 7,585円、収入済額も同額でございます。407 万 4,415円の減でございます。1 項一般会計繰入金も款同様でございます。

3 款繰越金 1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円の減でございます。1 項繰越金についても款同様でございます。

4 款諸収入 2,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、2,000円の減でございます。1 項預金利子ゼロ、2 項雑入ゼロ。

5 款町債11億 920万円、7 億 6,740万円、収入済額も同額でございます。3 億 4,180万円の減でございます。1 項町債につきましても款同様でございます。

6 款県支出金20万円、21万円、21万円、ゼロ、ゼロ、1 万円の増でございます。1 項県補助金につきましても款同様でございます。

歳入合計20億 2,558万円、14億 5,276万 4,453円、収入済額も同額でございます。5 億 7,281 万 5,547円の減でございます。これは、すべてクリーンセンターの建設の委託料 5 億 2,500万円、それから、支出の方に出てきますが、15節の工事請負費で管渠築造工事、約

4,500万円ですか、それらに伴う事業費等を翌年度に繰り越しいたしましたために、この5億7,281万5,547円という数字がここに出てきます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。210ページでございます。

1款下水道費19億7,611万4,000円、14億354万7,953円、5億6,990万円、不用額266万6,047円、支出済額との比較が5億7,256万6,047円。1項下水道建設費、款と同額でございます。これは、先ほど申し上げましたとおり、クリーンセンター建設工事の事業団への委託料、それから管渠の築造工事等が主なものでございます。

続きまして、2款公債費4,936万6,000円、4,806万6,500円、不用額が129万9,500円、支出済額との比較も同額でございます。1項公債費、これは町債の元金償還金が主なものでございます。4,806万6,500円。

続きまして、3款予備費10万円、ゼロ、ゼロ、不用額は10万円、そして支出済額との比較も同額でございます。1項予備費につきましては款と同様でございます。

歳出合計20億2,558万円、14億5,161万4,453円、5億6,990万円、406万5,547円、5億7,396万5,547円。

121ページへいきます。歳入歳出差引残額115万円、これは全額12年度会計に繰り越しいたしました。

以上で公共下水道事業特別会計の内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第79号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第80号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第80号 平成11年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものでございます。

平成11年度の決算額は、歳入決算額 2,135万 7,397円、歳出決算額 2,135万 7,397円、差引残額ゼロとなりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） では、平成11年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について内容説明を申し上げます。

221ページをお開きください。歳入から説明申し上げます。

1 款繰入金 2,130万 2,000円、2,130万 2,041円、収入済額も同額でございます。ゼロ、ゼロ、収入済額との比較は41円でございます。1 項一般会計繰入金も款同様でございます。

2 款繰越金 1,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、1,000円の減でございます。1 項繰越金についても款と同額でございます。

3 款諸収入 6万 3,000円、5万 5,356円、収入済額も同額でございます。7,644円の減でございます。1 項雑入につきましても款同様でございます。

歳入合計 2,136万 6,000円、2,135万 7,397円、収入済額も同額でございます。8,603円の減でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。222ページをお開きください。

1 款総務費94万円、93万 2,301円、不用額が 7,699円、支出済額との比較も同額でございます。1 項総務管理費、これは改造資金の借入れに対する利子補給が主なものでございます。93万 2,301円。

2 款公債費 2,042万 6,000円、2,042万 5,096円、不用額 904円、支出済額との比較も同額でございます。1 項公債費、これは町債の元利償還でございます。2,042万 5,096円。

歳出合計が 2,136万 6,000円、2,135万 7,397円、ゼロ、不用額 8,603円、支出済額との比較も同額でございます。

続いて、223ページでございます。歳入歳出差引残額ゼロ円でございます。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計についての内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第 81号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第81号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第81号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものでございます。

平成11年度の決算額は、歳入決算額 3 億 430万 4,801円、歳出決算額 3 億 430万 4,801円、差引残額ゼロとなりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） では、平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算について内容を説明申し上げます。

231ページをお開きください。まず歳入から説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金 2,912万円、2,907万 2,000円、収入済額も同額でございます。4万 8,000円の減でございます。1 項分担金、これは受益者負担金が主なものでございます。2,907万 2,000円でございます。

2 款県支出金 2 億 300万円、2 億 300万円、収入済額も同額でございます。1 項県費補助金。これは間接補助金でございますが、国が50%、県が20%、それが主でございます。2 億 300 万円。

3 款繰入金 723万 3,000円、482万 4,801円、収入済額も同額でございます。240万 8,199 円の減でございます。1 項一般会計繰入金、款同様でございます。

4 款諸収入 2,000円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、2,000円の減でございます。1 項預金利子ゼロ、2 項雑入ゼロでございます。

5 款町債 6,740万円、6,740万円、収入済額も同額でございます。1 項町債 6,740万円、これは下水道債、過疎債が主なものでございます。

6 款繰越金 8,000円、8,000円、収入済額も 8,000円同額でございます。1 項繰越金につ

きましては款と同様でございます。

歳入合計 3 億 676 万 3,000 円、3 億 430 万 4,801 円、収入済額も同額でございます。245 万 8,199 円の減でございます。

続いて、歳出について申し上げます。232 ページをお開きください。

1 款漁業集落環境整備費 3 億 400 万 5,000 円、3 億 340 万 7,318 円、不用額が 59 万 7,682 円、支出済額との比較も同額でございます。1 項中木漁業集落環境整備費、これは工事費が主なものでございます。款と同様でございます。

2 款公債費 265 万 8,000 円、89 万 7,483 円、176 万 517 円の不用額でございます。支出済額との比較も同額でございます。1 項公債費、これは町債とか一時借入金の利子でございます。これも款同様でございます。

3 款予備費 10 万円、ゼロ、ゼロ、不用額は 10 万円、支出済額との比較も 10 万円でございます。1 項予備費も款同様でございます。

歳出合計 3 億 676 万 3,000 円、3 億 430 万 4,801 円、ゼロ、不用額が 245 万 8,199 円、支出済額との比較も同額でございます。

続いて 233 ページ、歳入歳出差引残額ゼロ円でございます。

以上で中木漁業集落環境整備事業特別会計の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議第 81 号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第 82 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第 82 号 平成 11 年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

てを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第82号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成11年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について提案申し上げるものであります。

当期の事業収益は2億6,724万円、事業費用は2億7,774万5,000円となりました。この結果、当期の純損益は1,050万5,000円の欠損となり、712万2,000円の累積欠損金が発生いたしました。

資本的収入の決算額は1億8,834万2,000円、同支出額は2億5,313万9,000円という結果になり、不足額6,479万7,000円につきましては損益勘定留保資金で補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況等の内容につきましては水道課長からご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告につきましては、お手元に配付いたしました決算審査意見書をもって報告にかえます。

内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 鈴木 勇君登壇〕

○水道課長（鈴木 勇君） 平成11年度南伊豆町水道事業会計決算書の内容についてご説明いたします。

1ページの決算報告書からご説明します。決算報告書は、予算額に対してその実績を対比したものでありますが、実績である決算額の性質についてあらかじめご説明します。

水道事業は、地方公営企業法が適用されるため、複式簿記により経理しております。複式簿記は発生主義によっておりますから、収入の決算額には未収金が含まれておりますし、支出の決算額には未払金や現金支出のない費用もあるので、決算額イコール現金収入額あるいは決算額イコール現金支出額とはなりません。このことをご理解願います。

それでは、収益的収入及び支出の収入からご説明します。

第1款水道事業収益は、予算額合計2億7,961万円に対して、決算額は2億8,058万1,505円、予算額に比べ97万1,505円の増となっております。決算額の内訳は、第1項営業収益が2億8,020万5,655円、第2項営業外収益が37万5,850円となっております。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用は、予算額合計2億9,551万9,000円に対して、決算額は2億8,315万6,166円、1,236万2,834円の不用額となっております。決算額の内訳は、第1項営業費用が2億3,813万9,979円、第2項営業外費用が4,472万97円、第4項特別損失が29万6,090円となっております。

2ページにいきまして、資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入は、予算額合計1億8,661万6,000円に対して、決算額は1億8,834万2,000円、予算額に比べ172万6,000円の増となっております。決算額の内訳は、第1項他会計繰入金金が5,410万円、第2項国県補助金が1,751万6,000円、第3項企業債が8,960万円、第4項給水負担金が585万1,000円、第5項建設改良工事負担金が2,127万5,000円となっております。

次に、支出であります。

第1款資本的支出は、予算額合計2億6,056万7,000円に対して、決算額は2億5,313万8,705円、742万8,295円の不用額であります。決算額の内訳は、第1項建設改良費が2億1,039万2,391円、第2項企業債償還金が4,274万6,314円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,479万6,705円は、損益勘定留保資金、減積立金並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしております。

次に、3ページの損益計算書についてご説明いたします。損益計算書とは、一営業期間における企業の経営成績を明らかにするために、期間中に得たすべての収益と、この収益を上げるのに要した費用を計上し、純損益を計算した報告書であり、消費税抜きの経理によっております。当然のことですが、金額は現金支出ではありません。補足説明資料としては、18、19ページに前年度と比較した表が、23から27ページに収益費用明細書がありますので、ご参照ください。

営業収益の給水収益は2億5,903万7,087円で、前年度比0.1%減となりました。内訳は、上水道が約2億円、簡易水道等が残りの5,900万円であります。営業収益の合計は2億6,686万4,204円となっております。

営業費用の合計は2億3,409万7,042円となっておりますが、増減が大きかったものは、

原水・浄水・送水・配水・給水費の15.5%増であります。修繕費が10年度に大きく減少した反動でふえたことによるものであります。総係費の5.8%減は、職員給与費の減によるものであります。また、減価償却費は31.8%増となっておりますが、これは過年度の償却未済分を一括償却したことによるものであります。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は 3,276万 7,162円であります。

営業外収益は37万 5,404円、営業外費用が 4,335万 2,586円、差引営業外収支は 4,297万 7,182 円の赤字でございます。

営業・営業外を加えた経常損失は 1,021万20円となっておりますが、特別損失として29万 5,046 円計上しましたので、当年度純損失は 1,050万 5,066円となります。ただ、前年度未処分利益剰余金 338万 3,257円がありますので、差引当年度未処理欠損金は 712万 1,809円となります。

次に、5 ページの剰余金計算書についてご説明いたします。剰余金とは、企業の財産から負債を差し引いた正味財産額のうち、資本金の額を超過した部分のことをいいます。この後に説明する貸借対照表では、決算時における剰余金の額が記載されておりますが、この剰余金計算書は、剰余金が年度中にどのように増減変動したのかの内容をあらわしております。

初めに利益剰余金の部であります。減債積立金は前年度末残高ゼロ、前年度繰入額20万円、当年度処分量20万円、当年度末残高はゼロであります。利益積立金は、増減、未残高ともありません。したがって、積立金合計はゼロであります。

未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金が 358万 3,257円でしたが、前年度利益剰余金処分として減債積立金に20万円を積み立てましたので、繰越利益剰余金年度末残高は 338万 3,257円となっております。当年度純損失が 1,050万 5,066円でしたので、差引当年度未処理欠損金は 712万 1,809円となっております。

次に、資本剰余金の部についてご説明いたします。

国県補助金の前年度末残高は2億 4,441万 3,326円、前年度処分量ゼロ、当年度発生高が 1,668 万 9,016円、これは上水道第5次拡張事業の国庫補助金であります。当年度処分量は 1,166 万 6,667円、これは、平成10年度に施行した下流簡易水道の国県補助金の相当額であります。どういうことかと申しますと、下流簡易水道配水管布設替事業によって取得した資産とその財源を下流区に移したことによるものであります。当年度末残高は差し引き 2億 4,943 万 5,675円あります。

受贈財産評価額は、残高2億 5,453万 1,499円で、期中の増減はありません。

工事負担金の前年度末残高は3億 3,132万 6,908円、前年度処分量はゼロ、当年度発生高

が 2,583万 4,286円、これは給水負担金と建設改良工事負担金の合計額であります。当年度処分額は 2,732万 9,524円、これは、平成10年度施行の下流簡易水道の工事負担金相当額であります。当年度末残高は差し引き 3億 2,983万 1,670円になります。

翌年度繰越資本剰余金は、合計 8億 3,379万 8,844円となっております。

次に、7ページの欠損金処理計算書についてご説明いたします。当年度未処理欠損金は 712万 1,809円ですが、処理したくも積立金もないため、そのまま翌年度繰越欠損金となります。

次に、8ページの貸借対照表についてご説明します。貸借対照表はバランスシートとも呼ばれるもので、企業の財政状態を明らかにするために、決算時に企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書であります。

初めに資産の部であります。

固定資産のうち、有形固定資産合計は24億 5,885万 2,021円ですが、30ページの有形固定資産明細書で当年度の増減の内訳が記載してありますので、ご参照ください。

無形固定資産合計は 253万 8,913円ですが、31ページの無形固定資産明細書をご参照ください。

有形、無形を合わせた固定資産合計は24億 6,139万 934円で、前年度よりも 8,500万円弱ふえております。

流動資産の現金預金は 2億 4,105万 4,264円で、未払金が減ったため前年度よりも 9,200万円弱減少しております。未収金のうち給水未収金は 1,189万 1,880円で、前年度よりも 600万円強の減となっております。流動資産合計は 2億 5,425万 6,214円です。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は27億 1,564万 7,148円になります。

次は、負債の部であります。

流動負債の未払金は 2,514万 1,176円で、前年度よりも 1億 2,300万円弱の減となっております。流動負債合計及び負債合計は 2,516万 9,554円です。

次の資本の部ですが、資本金のうち、自己資本金は 8億 4,099万 4,091円で、前年度よりも 5,430万円の増となっておりますが、一般会計からの出資金 5,410万円と企業債の償還に減債積立金20万円を充てたことによるものであります。

借入資本金の企業債ですが、地方公営企業では建設改良事業の財源に充てるための企業債を借入資本金とし、その他の企業債を固定負債とすることになっております。企業債の未償還残高は10億 2,280万 6,468円と10億円の大台に乗りました。21ページに増減の明細がついておりますが、平成11年度に 8,960万円借り入れて 4,274万 6,314円元金償還しましたので、

差し引き 4,685万 3,686円の増となっております。

資本金合計は18億 6,380万 559円であります。

剰余金については、6ページの剰余金計算書でご説明したとおり、資本剰余金が8億 3,379万 8,844円、欠損金が712万 1,809円、剰余金合計は8億 2,667万 7,035円となっております。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は26億 9,047万 7,594円、負債資本合計は27億 1,564万 7,148円となっております。

以下、事業報告書と附属書類につきましては説明を省略します。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議第82号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事は終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議等のため、明日21日より9月25日まで休会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

どうぞご苦労さまでした。

（午前11時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙

平成12年南伊豆町議会 9月定例会

(第3日 9月26日)

平成12年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第3日）

平成12年9月26日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議第67号 南伊豆町下水道条例制定について
日程第 3 議第68号 南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について
日程第 4 議第69号 南伊豆町過疎地域自立促進計画を定めることについて
日程第 5 議第72号 平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議第73号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 議第74号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 議第79号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 議第81号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議第82号 平成11年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

1から10まで議事日程に同じ

- 11 発議第8号 消費税増税に関する意見書
12 発議第9号 介護保険制度の緊急改善を求める意見書

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君

11番	藤原	栄君	12番	横嶋	隆二君
13番	小澤	東洋治君	14番	大野	良司君
15番	渡辺	守男君			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田	篤君	助役	飯田	千加夫君
収入役	稲葉	勝男君	教育長	釜田	弘文君
総務課長	外岡	捷美君	企画調整課長	渡辺	修治君
税務課長	碓井	大昭君	住民課長	渡辺	正君
健康課長	土屋	忠儀君	農林水産課長	内山	力男君
建設課長	小島	徳三君	商工観光課長	飯泉	誠君
清掃課長	佐藤	博君	水道課長	鈴木	勇君
教育委員会事務局長	楠	千代吉君	会計課長	池野	徹君
福祉課長	土屋	敬君	下水道課長	勝田	悟君
行財政主幹	外岡	茂徳君			

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田中	秀明	主幹	松本	恒明
------	----	----	----	----	----

◎開議宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第3日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和熙 君

◎議第67号、議第68号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第67号 南伊豆町下水道条例制定について及び議第68号 南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

産業土木委員長。

〔産業土木委員長 漆田 修君登壇〕

○産業土木委員長（漆田 修君） 産業土木委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場、記載のとおりでございます。

会議時間、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第67号 南伊豆町下水道条例制定について、原案どおり可決すべきものと決定。

議第68号 南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について、原案どおり可決すべきものと決定。

会議状況、審議中にあった意見または要望事項、議事件目。

議第67号 南伊豆町下水道条例制定について、意見または要望。

1、公共下水道への加入率の促進をさせるための策として、準備金の積み立てを勧奨したらどうかとの要望がなされた。

議第68号 南伊豆町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について、意見または要望。

1、供用開始後の運営についての考え方について質疑があり、答弁がなされた。

2、公共下水道料金等審議会の経過と答申書について及び旅館、ホテルの負担金の算出について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 議案に賛成ですが、一言意見を述べさせていただきます。

負担の問題で、現審議会に対して当局の原案から、住民の意見、特に、既に合併処理浄化槽等々を設置している旅館業者の意見を聞いて、加入を促進するという点、そして原点を貫いて、その意見を取り入れ、原案を住民の意向に沿ってよく変更したという点、この点を非常に高く評価したいと思います。

下水処理事業は、この負担率をもってしても全体の5%の負担でしかない非常に大きな事業にもかかわらず、採算性はない事業であります。しかし、現状これが進行している段階で、水質の浄化、環境の保全という点では、いずれにしても大事な事業であることには変わりません。

今後、事業執行の上で、住民の加入促進、そして工事の問題では、年々工事費が上がっていくという点、それをにらみながら、事業の緩急により工事を進めていくという答弁もありました。ぜひその点を留意して、今後の推進に努めていただきたいということを付して、私の意見とさせていただきます。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第67号議案は委員長報告のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第67号は原案どおり可決されました。

採決いたします。

議第68号議案は委員長報告のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第68号は原案どおり可決されました。

◎議第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第69号 南伊豆町過疎地域自立促進計画を定めることについてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長。

〔総務財政委員長 渡辺嘉郎君登壇〕

○総務財政委員長（渡辺嘉郎君） おはようございます。

ただいまより総務財政委員会の委員会報告をいたします。

開催月日は記載のとおりでございます。

会議時間、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、委員長以下記載のとおりでございます。

説明に出席した町当局の職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、議第69号 南伊豆町過疎地域自立促進計画を定めることについて、否決すべきものと決定をいたしました。

会議の経過、議第69号 南伊豆町過疎地域自立促進計画を定めることについて、意見または要望。

1、本計画を策定するに当たり、どのような検討がなされたか、また、計画の裏づけや他の計画との整合性について質疑があり、答弁がなされた。

2、観光またはレクリエーション計画の中に本町の観光拠点である石廊崎ユウスゲ公園やみなみの桜の管理等計画がされていないが、これらの議論がなされなかったのかとの質疑があり、答弁がなされた。

3、役場庁舎の建設計画があり、中央公民館の建設計画がなぜされていないかとの質疑があり、答弁がなされた。

4、本計画を策定する上で、もう少し議論をする必要があったのではないかとの意見があり、答弁がなされた。

5、実施計画がより多く実現するための努力をしていただくよう要望があった。

6、中央公民館建設や最終処分場、保健福祉センターの建設を積極的に取り組むべきであるとの意見があった。

7、本計画全体の実現性について質疑があり、答弁がなされた。

8、町営差田グラウンド建設用地を前倒し取得し、早期完成を目指してほしいとの要望があった。

9、保健福祉センター建設の用地取得費等について質疑があり、答弁がなされた。

10、バス路線維持対策費交付についての今後の方向性について質疑があり、答弁がなされた。

11、三浜小学校校舎耐力度調査及び同校校舎改築計画の前倒し施行について質疑と要望があり、答弁がなされた。

12、三坂地区漁業集落環境整備事業の完成後の管理の面において、公共下水道事業と同等に考えてほしいとの要望があり、答弁がなされた。

以上です。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 議決に当たって、この原案に対してどのような点が具体的に修正の意見としてあるのか、修正案が出たか出ないか、その問題についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 総務財政委員長。

○総務財政委員長（渡辺嘉郎君） 私の考えるところでは、皆さんのご意見は、ここに報告のあるとおりいろいろ出ましたけれども、もう少し議論をする時間が欲しいのではないだろうかというような私は考えであります。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今の答弁は、私的な見解ではなくて、修正案が出たのか出ないのか、この点について是か否を答えていただきたい。なければならないというふうに答えてください。

それだけで結構です。

○議長（大野良司君） 総務財政委員長。

○総務財政委員長（渡辺嘉郎君） 修正案は一切出ませんでした。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 私は、原案に反対の意思で討論を行います。

まず第1に、私はこの問題で一般質問を行いました。それは、この問題がまずもって委員会にかけられない、議会での議論が不十分な状態が議運の決定から発しているという点があります。

具体的に私が指摘する点は、一般質問でも指摘しましたが、議案の18ページにあるごみ処理施設の対策のウに当たります。具体的には「焼却残渣・不燃ごみ・粗大ごみについては」の次に、「容器包装リサイクル法に基づいた処理方法のもと、安全で最新の技術方策を取り入れ、場所の選定に当たっては、住民の意見、議会を尊重して検討を進めていく」、この文言を、一般質問の議論も踏まえて、これを付記しなければ、この問題に対して賛成の意思を表明できないということでもあります。

同時に、議案の提出に当たって、この過疎計画が文面の方針計画と同時に、説明資料として予算計画が、これはあくまでも案で、ローリング方式でこの見直しをするということが付記されることも、議案提出に当たって必要な要件ではなかったかというふうに思います。

委員会報告で言われた、当局の議論が不十分かどうかという点については、私もその感がないというふうには言えませんが、しかし、文面で上がっていることに関して、私が指摘した具体的な文言以外は、私はそれ以上の問題ではありません。

同時に、この過疎法が、現状12年度の過疎債を含んだ予算が含まれているという点、そうした点は、なぜこういう現状に至ったかということを考えなければいけません。そもそも第4次総合計画は、当局が2年の計画でこれを進めなければならないのに、町長の任期がこれにまたがっていることを想定しても、前時代の1年間は全くこの仕事をやっていない。新たな体制の1年間で第4次総合計画、過疎法のもとになる総合計画を決めざるを得なかったという背景があります。そして、予算の半ば、9月に本年度の予算も含んだ過疎計画が生まれ

なければいけないというこの実情に関しては、やはり前任者の責任と同時に、それを踏まえた本当に真摯な当局と議会の取り組みが求められるのではないかと。

私は、そうした点を踏まえながら、なおかつ今後の行政執行に当たって、こういう計画、予算、仮にローリングするにしても、今後の議会の対応が一層深く求められる、そういう点から、具体的な案をもって私の反対の意見を表明します。

この際、予算執行や過疎債の認定に当たっては、まだ猶予があるという点から見ても、双方が真摯に話し合っ、そして具体的な文言でどこをどういうふうに変更するのか、改善する必要があるか、その点をはっきり明らかにしながら進めることを強く求めて、私の討論といたします。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

議第69号議案の委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議第69号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成少数です。

よって、議第69号議案は否決することに決定いたしました。

◎議第72号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第72号 平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長、文教厚生委員長、産業土木委員長。

〔総務財政委員長 渡辺嘉郎君登壇〕

○総務財政委員長（渡辺嘉郎君） 議第72号 平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般について、原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

意見または要望を申し上げます。

1、町税滞納の解消策として口座振替の促進や納付時期の多納期制について質疑があり、答弁がなされた。

- 2、魅力ある地域づくり推進協議会補助金について質疑があり、答弁がなされた。
 - 3、第4次南伊豆町総合計画委託料について質疑があり、答弁がなされた。
 - 4、みなみ太鼓振興会補助金の事業内容等について質疑があり、答弁がなされた。
 - 5、まちづくり研修補助金の内容と効果及び今後も継続するかとの質疑があり、答弁がなされた。
 - 6、非常備消防団員定数 396名の実態について質疑があり、答弁がなされた。
 - 7、防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金について質疑があり、答弁がなされた。
 - 8、職員通勤手当算出基礎の検討について質疑があり、答弁がなされた。
 - 9、自治会活動保険料等について質疑があり、答弁がなされた。
 - 10、決算収支の財政状況の中で、繰越金や財政調整基金等町の活性化のために有効活用について提言があり、答弁がなされた。
 - 11、地域交通計画書及び自然公園基本計画書は作成されているのかとの質疑があり、答弁がなされた。また、同書の議会への配付について要望があった。
 - 12、固定資産現況調査委託料について質疑があり、答弁がなされた。
 - 13、消防防災備品の内容等について質疑があり、答弁がなされた。
 - 14、水質検査を委託した場所及び内容等について質疑があり、答弁がなされた。
- 総務財政委員会、以上です。

〔文教厚生委員長 梅本和熙君登壇〕

○文教厚生委員長（梅本和熙君） 文教厚生委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場は記載のとおりでございます。

会議時間は記載のとおりでございます。

委員会の出席状況及び委員以外の出席議員、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第72号 平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入、原案どおり認定すべきものと決定。

会議の経過、会議状況は記載のとおりでございます。

議事件目、意見または要望。

議第72号 平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

- 1、特別養護老人ホームの待機者の状況とその対応策について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、一般病院や療養型病床群への申請による移行状況やその後の移行に対する指導について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、路線バスの運行のない地区における高齢者無料バス乗車券交付のかわりにタクシー券の交付ができないかとの質疑があり、答弁がなされた。
- 4、高齢者無料バス乗車券利用者のチェック体制とバス会社への支払いについての質疑あり、答弁がなされた。
- 5、一部事務組合の管理者等会議の会議録を組合議員に公開するよう要望があり、答弁がなされた。
- 6、今後、各種の障害者施設の建設等の場合の市町村負担金について、民営であっても応分の負担を考えていただきたいとの要望があった。
- 7、ドリームスクールの推進事業の内容と社会教育主事養成事業交付金及び生涯学習推進事業補助金について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、図書館の図書購入をする場合の購入図書の選び方について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、共立湊病院に対する一般からの苦情について意見があり、答弁がなされた。
- 10、共立湊病院組合の財政の状況と地域医療振興協会の財政状況に対する管理者の認識について質疑があり、答弁がなされた。
- 11、合併処理浄化槽設置補助金制度の当該地区の普及率と今後の当制度の継続の有無について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、教育改革における児童数・生徒数と教員の配置について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、小中学校へのパソコン設置とその利用度、問題点について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、社会教育費の時間外手当支出の内容と職員の時間外勤務状況について及び職員の健康管理上の問題について質疑があり、答弁がなされた。
- 15、地域医療協会と一部事務組合の置かれた状況等について意見があり、答弁がなされた。
- 16、手石保育所の給食室やトイレ等の施設は現在の定員の規模に合った施設に改修すべきではないかとの質疑があり、答弁がなされた。
- 17、ダイオキシン発生の原因となる物品の基準と対応策について質疑があり、答弁がなされた。

- 18、町内に設置されている小型焼却炉に対する対応について質疑があり、答弁がなされた。
- 19、準要保護就学援助対象児の状況及び特殊学級就学児の状況について質疑があり、答弁がなされた。
- 20、児童虐待等による未就学児の現況について質疑があり、答弁がなされた。
- 21、教員の資質の向上について質疑があり、答弁がなされた。
- 22、共立湊病院院長交際費について及び施設備品購入について意見、要望があった。
- 23、ごみの減量化のための生ごみ処理機購入補助金について質疑があり、答弁がなされた。
- 24、文化財保護審議会の昨年度と本年度における開催状況と指定の有無について質疑があり、答弁がなされた。
- 25、国、県、町の文化財指定を受ける際の流れについて質疑があり、答弁がなされた。
- 26、介護保険制度における家事介助の盲点とその対応について質疑があり、答弁がなされた。
- 27、差田希望の里への知的障害者施設増設（案）の際の施設より出された条件について質疑があり、答弁がなされた。
- 28、ごみ処理の諸問題対策の研究や審議等をする場合のあり方について提言があり、答弁がなされた。
- 29、パソコン教室開催の状況とホームページ開設による活用の推進について質疑があり、答弁がなされた。
- 30、学校給食の食材やその他購入品の地元調達を考慮よう要望があり、答弁がなされた。
- 以上でございます。

〔産業土木委員長 漆田 修君登壇〕

○産業土木委員長（漆田 修君） 産業土木委員会、委員会報告を申し上げます。

議事件目、付託件目、議第72号 平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定。

会議状況及び審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、意見または要望、議第72号 平成11年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

意見または要望。

- 1、スズメ対策について質疑があり、答弁がなされた。

- 2、イノシシ対策の補助金制度等の町民に対するPRについて質疑があり、答弁がなされた。
- 3、野猿対策協議会の内容と有害獣等被害防止対策事業補助金について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、遊歩道刈り払い委託料と遊歩道の案内板の補修等について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、菜の花とみなみの桜まつりにおける国道等歩行者対策について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、漁業集落環境整備事業における将来の維持管理費について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、わなによるイノシシ対策とその有資格者数及び猟期の延長や駆除狩りの許可について質疑あり、答弁がなされた。
- 8、町道等の公有地のイノシシ被害について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、有害鳥獣対策委員会の設置について要望があり、答弁がなされた。
- 10、銀の湯会館の入館者を増加させるための施策について要望があった。
- 11、石廊崎ユウスゲ公園のカヤ等の雑草対策と駐車場について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、イノシシ等による人身事故防止と荒地対策について要望があった。
- 13、中小業者に対する金融対策と今後の景気対策について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、土木工事等の入札について質疑があり、答弁がなされた。
- 15、町道の狭隘の場所や危険箇所の改修について質疑があり、答弁がなされた。
- 16、農林水産業費の不用額の多い節について質疑があり、答弁がなされた。
- 17、町財政全体に対する計画性について要望があった。
- 18、環境美化推進事業の内容について及び国道に設置されたフラワーポットについて質疑があり、答弁がなされた。
- 19、内水面漁業の管理運営上の問題について質疑があり、答弁がなされた。
- 20、伊豆の観光の遊客対策を根本的に待遇面も含めて考え直す時期ではないかとの意見があり、答弁がなされた。
- 21、新世紀創造祭の補助金の切れる来年以降の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 22、菜の花まつりとツーデイマーチについて質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 平成11年度一般会計決算認定に当たり、反対の討論を行います。

平成11年度予算は、原点に戻る町政を掲げる岩田町政にとって初めての予算でありました。この予算編成方針について、行政報告では「本町の財政状況も引き続き不況から脱し切れず、国県の予算編成の動向にも十分留意しながら、町民福祉及び生活環境の向上と町の活性化に向けた確かな予算編成を目指し、その基本として事務事業の簡素化、効率化と経費節減を一層徹底するとともに、第3次町総合計画最終年度に対応した予算を編成いたしました。予算編成期間が短かったため、一部施策は検討を加えながら肉づけをしていく所存であります」としています。

平成11年度は、前々年の消費税増税や医療費負担増の影響で不況に一層拍車がかかり、国民生活は一層深刻な状態に置かれているときであります。このように住民の暮らしが大変な事態にあるとき、自治体は、地方自治法がその仕事の第一に掲げている住民の安全と健康、福祉の保持に最大の力点を置くとともに、国の悪政の防波堤の役割を果たすことが強く求められます。また、国民は法のもとに平等の観点から、公平な行政のもとに置かれなければなりません。

こうした点に照らしたとき、まず最初に指摘しなければならないことは、住民が町道整備や消防施設整備、街灯電気料などに充てるため、区費と称した税外負担が依然として存在することです。自治体の事業執行は税によることが基本であります。住民が安心して生活を送る基盤であるこれらの事業は、まさに税で執行すべきであります。決算では計25億円余の基金が計上されております。目的別基金もありますが、年度中6,600万円を増額して12億9,000万円になった財政調整基金を初め、活用できる基金を住民生活防衛のために有効に活用することが求められます。

事務事業の簡素化、効率化と経費節減の徹底を言っておりますが、実態と合わない交通費、通勤費支給などの改善が求められます。行政、議会が住民の奉仕者という観点に照らして考えるならば、至極当然なことです。

政策課題については、この年度中に総合計画策定準備が進められました。町政懇談会の開催は評価しつつ、同時に住民の声の反映という点では十分とは言えません。前の体制の怠慢から、2年の計画策定準備が1年をむだにしたツケがありました。これを乗り越える行政執行への気概が求められます。

最終処分場の課題を持ったごみ処理問題、介護保険の対策などの取り組みは、住民要求にこたえるため、施策の先取りと周到な準備が求められます。

農業分野では、深刻化するイノシシ、野猿など農作物を荒らす有害鳥獣対策は、住民のたつての願いです。決裁権が町長に移行された点から見ると、対策のおくれの感は否めません。食糧自給向上によらず輸入に頼る自民党政治によって農業がゆがめられています。食糧を生産するという人間にとっての根本の行為、国家や民族の将来にとってもゆるがせにできないのが農業です。豊かな観光地として発展する上でも、基幹産業の位置づけを重くして、誇り高い取り組みが求められます。

教育の分野では、少子化の進行で児童数の減少など困難がありますが、教職員の配置、地域の拠点として学校を守るため、国や県に対する取り組みが一層求められます。いじめや少年犯罪への問題も、高いアンテナで子供たちを見守る体制が求められます。

一部事務組合への対応では、南伊豆町長は共立湊病院組合の管理者として、郡下住民の地域医療に重く責任を持っています。委託先との関係でも責任ある対応が求められます。

伊豆つくし学園の問題では、議会を尊重した対応が求められます。同時に、当該町議会との関係でも、住民の代表機関である議会での対応は非常に重要です。重く尊重しながら、同時に病院としての役割を発揮する、そのために真摯な姿勢が求められます。

人口の減少が進行している過疎地の自治体として、意識した地域振興施策、若者定住促進が強く求められます。過疎に少子化、高齢化が進行する当町は、海と山に囲まれた広い地域に住民が生活しており、行財政の効率化は図れない困難があります。

財政需要の増加の一方で、政府は各種負担金、補助金の交付税算入を進めてきました。また、地方債依存による財政運営を押しつけてきました。こうしたことが自治体財政を苦しめてきたことは明らかです。地方分権を推進する政府に対して、財源の裏づけを保障するよう強く要求するとともに、住民と一体となって不況対策、産業振興、生活向上の積極的取り組みを力強く進めていく気概を求めるものであります。

全国町村議会議長会の議会活性化指針では、議員の質的向上を示唆するとともに、それに相対する自治体首長のあり方についても強い要求をしています。

こうした点を踏まえて、来年度予算に向けたものにこの意見がなることを期待して、私の

討論といたします。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第72号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎議第73号、議第74号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第73号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第74号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 梅本和熙君登壇〕

○文教厚生委員長（梅本和熙君） 文教厚生委員会の報告をいたします。

開催月日及び会場は記載のとおりでございます。

会議時間は記載のとおりでございます。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第73号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定。

議第74号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定。

会議の状況、記載のとおりでございます。

意見または要望。

議第73号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

- 1、国民健康保険税の決算状況の負担能力等の現状について質疑あり、答弁がなされた。
また、財政調整基金等の取り崩しにより、税率の軽減について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、診療報酬レセプト点検による効果について質疑があり、答弁がなされた。

議第74号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

- 1、特に意見または要望はなかった。

以上のとおりでございます。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 国民健康保険の決算認定について反対の討論を行います。

これは従来から指摘している点ですが、国が国民皆保険の制度である国保の補助率を大幅に引き下げたことから端を発していますが、皆保険の原理から離れて、現状は負担が相当重くなっている。その後、限度額を上げて中間の負担を減らすというような取り組みもされていきますが、現状ではやはり負担が重いというのは住民の実感であります。

こうした点で、一般財源からの繰り入れ、基金の取り崩しを図って軽減を図るとともに、同時に、国に対して強く補助率の回復を求める、その点から反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第73号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第73号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第74号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第74号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第79号、議第81号、議第82号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第79号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第81号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号 平成11年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

産業土木委員長。

〔産業土木委員長 漆田 修君登壇〕

○産業土木委員長（漆田 修君） 産業土木委員会の委員会報告を申し上げます。

議事件目、付託件目。

議第79号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定。

議第81号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。原案どおり認定すべきものと決定。

議第82号 平成11年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。原案どおり認定すべきものと決定。

会議状況及び審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第79号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

1、下水道事業の工事や負担金等の事前説明会の開催について質疑があり、答弁がなされた。

議第81号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

1、特に意見または要望はなかった。

議第82号 平成11年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

1、収益的収支の状況及び今後の動向と経営の見通しについて質疑があり、答弁がなされ

た。

- 2、給水未収金の決算上の取り扱いについて質疑があり、答弁がなされた。
- 3、水の需要見通しについて質疑があり、答弁がなされた。
- 4、青野大師ダムと上水道第5次拡張事業について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、水道料未収金の内訳について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、コスト軽減を図り、企業会計の健全化を目指してほしいとの要望があった。

以上であります。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 私は、水道事業に対しての意見は、これまで同様に、反対の主たる要因は、生活に欠かせない水の問題で消費税が転嫁されているという、この1点であります。これは従来からの点であります。同時に、今回の議会の一般質問では、簡易水道との関係、今後改善する取り組みがなされましたが、やはり一般会計から上水道の施設整備に拠出されているという点で、税の公平性という点から見て、簡易水道の上水道への吸収、この点が一層求められると思います。

同時に、評価するという点で、第5次拡張が、議論の中にも出されましたように、水需要の予測見通しに対して非常に過大な設備投資がされている、こうした負担にもかかわらず、現状の石綿管の布設替、この英断に踏み切った点を高く評価しておきたいと思います。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第79号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第79号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第81号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第81号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第82号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第82号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程追加

○議長（大野良司君） ここでお諮りいたします。

本日、1番議員鈴木久香君外2名より消費税増税に関する意見書が、12番議員横嶋隆二君外1名より介護保険制度の緊急改善を求める意見書が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第8号 消費税増税に関する意見書及び発議第9号 介護保険制度の緊急改善を求める意見書をそれぞれ日程に追加することに決定いたしました。

◎発議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第8号 消費税増税に関する意見書を議題といたします。

この意見書は鈴木久香君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） お手元の意見書の朗読により、説明にかえさせていただきます。

消費税増税に関する意見書。

政府税制調査会は、7月14日に消費税の引き上げをはじめとする国民への大幅増税をせまる「中間答申」を森首相に提出した。

答申は消費税については「今後わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税である」とし、そのうえで「わが国の消費税率は先進諸国の中で最も低い」と強調して大幅増税の必要性を強く強調した内容となっている。

長引く消費不況のおおもとは1997年4月の消費税率5%への増税をはじめとする9兆円の国民負担増にあったこと、さらに年金改悪、リストラ、失業、倒産など国民の将来不安がつのるばかりであることはいうまでもない。

逆進性の強い、弱い者いじめの消費税など、庶民増税や国民負担での財政再建ではなく、銀行への税金投入、ムダと浪費の大型公共事業にメスを入れ税金の使い方を抜本的に改善することが求められている。

よって政府は、次の事項を実施するよう強く要望する。

1. 消費税率の引き上げをしないこと。
2. ただちに食料品を非課税にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては、東京都千代田区永田町1-6-1、内閣総理大臣 森善朗、あとは以下記載のとおりです。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、本意見書は原案どおり可決されました。

◎発議第9号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第9号 介護保険制度の緊急改善を求める意見書を議題といたします。

この意見書は横嶋隆二君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 本年4月から介護保険が導入されました。2号被保険者にはその点から保険料がかかっております。介護保険の実態は、1号被保険者が保険料を今年の9月まで無料で、その後1年間は保険料の半額の徴収ということ。しかしながら、利用料については4月からこれが負担が要求され、これが全国で非常に重い負担となつてのしかかってきて、介護保険のサービスそのものが供給率が非常に低い、こういう深刻な現状があります。こうした点を改善し、真の介護保険制度を充実させる、国民の介護保険を充実させる、この点から意見書の提案をさせていただきます。お手元にある意見書をごらんください。

介護保険制度の緊急改善を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出するものとする。

以上のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年9月26日、南伊豆町議会議長、大野良司様。

介護保険制度の緊急改善を求める意見書。

介護保険の保険料徴収が半年間凍結された65歳以上の高齢者に10月から徴収がはじまる介護保険料について不安が高まっている。

介護保険をめぐる困難や混乱のおおもとは、国が介護予算を削減したことにある。

高齢者の福祉制度は国が全体の2分の1を負担しているにもかかわらず、介護保険では4

分の1に引き下げられていることにある。

よって政府は、介護保険の緊急改善のため次の措置を講ずる事を要求する。

1. 在宅介護の利用料は低所得者については、ホームヘルプサービスと同じようにすべて10%から3%に引き下げること。

2. 10月から保険料徴収は再検討し、住民税非課税の高齢者は免除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先は、内閣総理大臣 森善朗、厚生大臣 津島雄二、自治大臣 西田司。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、本意見書は原案どおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、平成12年南伊豆町議会9月定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙